

# 政審資料

1962年  
3月15日発行  
3月号

No.44

## 目次

政策活動の焦点 政策審議会長 勝間田清一

### △予算▽

- ① 昭和三十七年度予算案の撤回と  
組替えを求める動議 ..... 1  
② 昭和三十七年度税制改革に対する態度 ..... 3  
③ 昭和三十七年度予算編成について申し入れ ..... 6

### △政策▽

- ① 労働基本政策 .....  
② 社会保障政策要綱 .....  
③ タバコの小売定価値下げ等について ..... 20  
④ 税務行政改善に関する方針 ..... 24  
⑤ (国税通則法の制定をめぐって) ..... 25

- ⑥ 山林政策大綱の作成に当つての問題点 ..... 26

### △批判▽

- ① 日中共同声明に対する自民党的  
統一見解を反論する ..... 29  
② 政府の「物価安定対策」批判 ..... 34  
③ 昭和三十六年農業年次報告批判 ..... 35  
④ 農業と雇用の適正配置に関する法律案要綱 ..... 36  
⑤ 産業と雇用の適正配置に関する法律案要綱 ..... 37

### △計画▽

- 本年度の活動計画と政策審議会役員名簿

発行所 日本社会党政審議会

東京都千代田区永田町衆議院内  
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222番  
振替 東京 195668番

## 政 策 活 動 の 焦 点

去る二十一回党大会の政策部会で、ある代議員から、党の政策立案調査の意義とでも云うべきものは何か、という質問があった。その時私の念頭を走った一つの考え方は、党の政策立案は党の大衆活動を援助し、それに一党の方向と指針を与えていくということであった。なるほど、党の政策立案調査の活動といえども、ある法律やある制度の実現を直接の目的としてなされる場合の多いことは勿論であるが、それ以上にわれわれが重視しなければならぬことは、党の性格と党が立っている現在の立場からすれば、党の闘争と表裏一体に結びついた政策活動ということであろう。

例えば、われわれは今、予算要求闘争を市町村の末端から、国民の生活の中に侵透して、強く盛り上げようとしているが、こうした場合、党の政策活動は、これを吸い上げ、一つの要求を、まとまつた一つの体系に組み込んで、議会や政府につきつけていく、調査立案の活動が要求されるであろう。また今年から来年にかけて参議院選挙や地方自治体選挙が行われるのであるが、この選挙闘争を有利に展開するために、わが党的政策を立案し、解説宣伝し、更に地方自治体綱領の作成に協力していく活動も当面の焦点といわざるを得ないのである。

更に最近、特に重要性を増してきたことは、十数にも及ぶ重要単産が、自らの産業や企業の実体を分折し、資本家や経営者の本質を暴露しながら、労働プランを持ちつつ、合理化反対の闘争を開拓しようとする傾向が現れたことである。われわれは、こうした傾向に対処して、彼等の調査研究に協力し、彼等の要求を政策化し、及びその闘争をわれわれの政治路線の上に引き上げていく活動をしなければならない。炭労の政策転換闘争に党的政策活動が密接に結びついて、多くの成果とそれにも増して貴重な経験をしたことは、今後の政策活動の上に生かされていかねばならない。

こうした考えに基くならば、最近著しい農漁民の貧困と行きづまりの中に、河野農政に對決していく農漁民の要求を盛り上げていく政策活動、池田内閣の所得倍増計画の失敗によって苦しめられている中小企業者の要求を政策化する活動も、闘争的意義をもつてゐる。従つてこの二つの評題が、中央の中に特別委員会の仕事として特設されたことからも分る通り、運動と政策の一體化と見て誤りではない。

乍然、闘争と政策の結合という当面の要求からだけ、党的政策活動が限定されではならないことも明である。即ちこした当面の要求を消化していく基礎は、資本主義の矛盾と発展を常に分析する日常の調査活動と、長期的展望に立つ党的政策路線樹立の活動だからである。従つて党的政審は、当面の政策や議案を処理する部会と、特別の専門的な政策立案する特別委員会の外に、若干の長期的展望の中に、基礎的な研究をする十数個の政策委員会を組織しているのもこのためである。そしてこの分野から特に重視すべきものは、一つは池田内閣の所得倍増計画の失敗を転期として顕著に現われてきた。日本資本主義の危機の実体分析、二つには、社会主義圏、E E C、アメリカ圏、アジアプロック等世界市場の著しい転換と日本資本主義孤立化に對処する政策、三つには党的政治路線に見合つた基本的長期政策であろう。

しかし、こうした政策の立案や調査は、一夜漬ではできない。資料一つを考えて見ても、十年二十年にして漸く形を整える程度である。しかし私が報告できることは、党的政審は長年の先輩同志の積み重ねた努力によつて、人材と氣風とを具えた、ある水準の機関にまで成長しているということである。若し、本年計画しているように、各県連の政策活動と緊密に血を通わせることが出来れば、更に強力なものとなるであろうと私は信じている。



予 算

ことしの党の案はいろいろな特徴をもつてゐる。  
 形式は「撤回と組替えを求める動議」で從来と変わりないが  
 ことしの政府の大型予算の性格を鋭く指摘するとともに  
 財政政策のあり方を第二の柱として

(イ) 財投を含む財政規模は政府原案以内ですが、その質的内容と  
 経済政策の質的相違から、これによつて、国際收支の危機、景気  
 過熱、過剰生産傾向と所得格差を解消すると考えている。

いうならば、政府案に対しても質と量の相違点を明らかにしたもの  
 である。

## ① 昭和三十七年度予算案の撤回と

### 組替えを求める動議（三七・一一・二七）

現在の日本経済情勢はきわめて困難な局面にあり、このなかで池田内閣のとつてゐる財政政策は日本経済の危機を一そく促進する結果をもたらすことは明らかである。よつて政府は昭和三十七年度予算案を撤回し、左記の要綱によつて早急に組みかえ、これを再度本院に提出すべきである。

#### 組替え要綱

##### 一、日本経済の当面の危機は、

- (1) 国際收支の危機
- (2) 物価の急速度の上昇
- (3) 過剰生産傾向の成熟
- (4) 所得格差の拡大

にあらわれてゐる。政府は昨年秋以来国際収支改善のための総合政策をとつてゐるが、わが国経済の内外情勢はこの危機の克服がきわめて困難であることを示してゐる。

現在の日本経済の危機は、ぎまん的な所得倍増計画を掲げて以來の池田内閣の政策の失敗によるものであるとともに、また戦後自民党政府の一貫してとつてきた大資本優先と対米従属の政策による国際的孤立化の結果である。

第一に、池田内閣の所得倍増計画は、大企業の設備投資優先の成長政策であり、これが原材料、機械類等の輸入急増をまねき、貿易自由化及び対米偏重による極端な片貿易の市場構造とあいまつて、国際收支の危機をもたらした。

第三に、池田内閣の所得倍増計画は、構造改善の名のもとに中小自営業者の分解と脱落を促進し、一そく実質上の低賃金と貧困の基盤を拡大した。そして、一方には経済成長からとり残された低所得層の格差をひろげ、他方には過大投資と過小消費の結果たる生産能力過剰をもたらした。

しかしに池田内閣は、これらの政策の欠陥をまったく反省しようとしていない。高度成長政策で生み出された租税自然增收は、景気刺激的な投資へむけることを避け、成長政策のなかで拡大された格差のは是正、国民生活に密着した社会福祉施設の拡充のために重点的にむけられるべきであるのに、池田内閣の昭和三十七年度予算案は依然として大資本の生産基盤強化のための公共投資に重点をおき、一そく民間の設備投資を刺激して、国際收支、物価、過剰生産、所得格差等の危機を拡大再生産しようとしている。

二、政府は日本経済の危機の深刻なることを真剣に反省し、その経済、財政政策を根本的に転換すべきである。

## 1 全般的經濟政策

## イ 貿易市場構造の転換

アメリカ依存と従属の外交方針を改め、対ソ連、中国、北鮮等の経済交流を積極的に拡大する。中国に対してもは政府間貿易協定を締結し、その他共産圏諸国貿易に対する一切の制限を撤廃する。

## ロ 貿易自由化のくり延べ

本年十月までに九十%の貿易自由化計画を大はばにくり延べる。とくにアメリカに対しては、アメリカが日本から輸入する限度において日本もアメリカから輸入するという対等の原則を確立する。

## ハ 基幹産業と金融の規制

大企業による民間設備投資の行きすぎを抑えるため、エネルギー産業を含む基幹産業、及び金融機関の社会化をすすめ、あわせて資金計画委員会の設置により過剰な投資を規制する。

## 二 国内市場の拡大

右により設備投資の資金効率を高めるとともに、国民総支出中の投資額をひき下げ、これを個人消費のひき上げにまわし、国内市場の飛躍的拡大をはかる。

## ホ 物価のひき下げ

各種公共料金のひき上げを停止し、あるいは積極的にそのひき下げを行い、また独占禁止法の運用強化によって大資本の独占価格のひき下げを行う。さらに、物品税等の消費税分は物価ひき下げへ確実に反映させるとともに生鮮食料品の流通機構を整備する。

## 2 財政政策

## イ 歳入においては、所得税の課税最低限を

五十万円にひき上げるとともに、その他国税地方税の大はばな大衆減税を行ない、他方大資本に対する国と地方で二千億円にのぼる租税特別措置が設備投資を促進してい

るのを改廃し、その他法人個人の高額所得者よりの租税の徴収を強化する。

## ロ 歳出においては、公共事業費、官庁常勤費等における投資的支出を約一千億円削減

し、同時にその入札制度を再検討するとともに公共事業の重点を国民生活に密着した

上下水道等の環境衛生の整備、未開発地域の開発、災害の防除と復旧等にむける。

また、ガリオア、エロア債務返済分七十億円、タイ特別円返済分十億円を削除する。

さらに平和と民主主義の憲法の精神に由り、防衛関係費約九百七十億円、公安調査庁等の反動機関の経費約二十億円を削減する。

ハ 以上の措置によって生ずべき財源により、国民の生命と生活の保障を第一義とする憲法の精神を忠実に実現するため、次の措置をとる。なおその際、憲法に規定する「健康にして文化的な最低限度の生活水準」を実体的に明示する基準として、全国一律の最低賃金制を実施し、それとの関連において次の措置をとる。

A 無拠出福祉年金の給付を老令年金は六十歳より月額一千円、六十五歳より月額二千円、七十歳より月額三千円に、障害年金は一級障害月額四千円、二級障害月額三千円、三級障害月額二千円に、母子年金は月額三千円にひき上げ、所得制限を緩和する。

## B 生活保護基準を四十%ひき上げる。

C 失対賃金は日額六百円にひき上げ、就労日数を二十五日とする。

D 国民健保の医療給付率を世帯主、家族を通じて七割にひき上げ、このため国庫補助率を三割五分にひき上げる。結核、精神病は全額公費負担とする。

E 義務教育児童生徒に対し教科書を無償供与し、また学校給食のパン、ミルク、バターを無償とする。

F 高校全員入学のために高等学校の新增設を促進する。

G 低所得者むけ第二種公営住宅の建設を倍増する。

## ニ 産業間の不均衡是正のため、農林漁業に

は、農地造成、土地改良、沿岸漁業振興等の生産基盤強化の施策を強化することも、経営共同化推進のための年利三分五厘以下の長期低利資金を保障し、主要農畜産物および多獲大衆魚の価格安定制度を確立

する。

中小企業には、中小企業基本法を制定するとともに、設備近代化のための助成及び、中小企業の各種協同組合の組織化への助成を強化し、また中小企業における労働福祉の振興策を拡充する。

また貿易自由化に対する国内産業対策を強化し、とくに石炭については炭鉱近代化と流通機構の整備、石炭需要の確保と拡大、産炭地の総合的振興、労務者に対する雇用安定と離職者対策の拡充を行う。金属鉱山関係については、石油、天然ガス等も含む資源開発の助成と製品の価格支持を行なう。

水 地方財政の自主財源強化のため、地方交付税率を三十%に引き上げる。

ヘ 公務員給与ベース及び生産者米価については、労働者及び農民の代表との協議もとづき、労働者の生活保障、農民の生産費並びに所得補償をむねとしてこれを定め、所要の予算措置を追加する。

ト 財政投融資については、その原資が勤労大衆の零細資金の積立てであることにかんがみ、これを大資本の投資本位に運用することを改め、中小企業、農林漁業、国民生活に密着した地方公営企業等への資金運用

を基本とする。

輸出入銀行による海外経済協力は、大資本位の海外経済進出を改め、低開発国との平等互恵の経済協力を中心として進めらる。

独占的大資本への財政資金供給を行なう場合は、その企業の設備投資計画、製品価格等につき国の規制を加えうることとする。

3 以上の財政政策をとることにより、財政投融资をふくむ財政規模は政府原案以内にこれをとどめることができる。同時に貿易市場転換による輸出の増大、基幹産業と金融機関の社会化による過剰投資の規制、労働者の消費購買力の拡大による国内市場の拡大等を前提とし、かつ、防衛費や公共事業における投資的支出を社会保障を中心とする国民生活ひき上げへふりかえることにより、財政の性格は質的に変化し、当面の国際収支の危機、景気過熱、過剰生産傾向と所得格差を解消しうる方向へむかうものである。

## (2) 昭和三十七年度税制改革に対する態度

(一九六一・一・二)

昭和三十七年度予算編成におけるわが党の税制改革に対する基本的態度は次の通りである。

### 一、基本方針

わが党が、つねに主張してきた税制改革基本方針にたち、大衆課税の大額減税と所得の不均衡を是正するための諸施策を実現する。

- (1) 生活費には課税せずとの原則にたち、年所得五〇万円以下には課税しない。
- (2) 租税特別措置を廃止して租税の真の公平を徹底する。
- (3) 徵稅行政の民主化を断行する。

### 解説

税の問題は、国民の関心のまととなりつつある。それは、一時的な税制改正とともに、執行面について、とくに集中されつつある国税通則法の制定反対がそれである。

党は三十七年度税制改革について、その基本的な見解とともに、法の改革、徵稅行政の民主化の具体策を明らかにして、政府に申し入れ、また党の予算編成の一大支柱としたのである。

(1) 以上の基本方針に基き、国税においては、直接税、間接税の両面にわたり平年度約二、三〇〇億円の大衆減税を実施する。

すなわち、所得税においては基礎控除、配偶者控除、扶養控除、給与控除、専従者控除等を引上げ、さらに住宅費控除、小規模事業者の特別勤労控除の新設等により、課税最低限を給与所得者五〇万円、事業者四五万円に引上げる。また、間接税においては、酒税、たばこ税、物品税、入場税等の引下げを最重点に大幅軽減する。

(2) 課税の公平を徹底するため、大法人、高額所得者については、税率の累進度強化、過当広告税新設等を行い、約一、二〇〇億円を増徴する。残余の減税所要額約一、一〇〇億円は、租税特別措置改廃による增收による。

租税特別措置は原則としてこれを廢止する。ただし、当面必要なもの四分の一程度を时限立法として存置する。

(3) 国税通則法は、これを制定しない。苦情処理機構、協議団制度をはじめ、現行の法人税法、所得税法等における税の執行に関する諸問題を改善する。質問検査権は、これを制限する。

三、減税の恩恵の少ない低所得者層のために来年度見込まれる租税の自然増収については、政府のズサンな公共投資の再検討による整理分等と合わせた額をもって、広義の社会保障関係費の飛躍的充実をはかり、「減税以前」の広汎な低所得層の生活水準向上とその安定のための支出にふりむける。

四、中央、地方の財源配分  
中央、地方の財源配分については、別掲の地方税改革方針に於いて示す通り、所要の措置を講ずる。

## 税制改革要綱

### 一、所得税

所得税については、生計費には課税しないという原則にしたがつて、所得税の非課税限度を給与所得者は標準世帯につき年所得五〇万円、事業者は年所得四五万円とする。

(1) 基礎控除・配偶者控除を各一万円引きあ

げ、扶養控除各五万円に引きあげる。

(2) 勤労所得控除を二〇万円まで一万円と二〇%の合算額、四〇万円まで二五%、四〇万円超九〇万円まで一〇%、限度一五万円に引きあげる。

(3) 小規模事業者所得の特別勤労控除を新設し、一〇〇万円までの所得者について、その三〇万円までの所得につき二〇%控除する。

(4) 商工業、農林漁業等の自営業者の自家賃を経費として認める。ただし白色の場合には、当面専従者一人につき控除一二万円とし、年齢制限を排する。

(5) 寡婦、身体障害者、勤労学生、老齢者への税額控除を七千円に引きあげる。

(6) 住宅費控除を新設し、一〇〇万円までの所得者に家賃控除三万円、建築資金控除五万円を認める。

(7) 税率を改正して二〇〇万円以上の累進率を強化する。

(8) 退職所得の基礎控除を五〇万円とし、限度額を廢止する。

### 二、法人税

(1) 法人税の税率は課税所得一〇〇万円以下の法人には三〇%、二〇〇万円以下三三%、五〇〇万円以下三八%、五〇〇万円超四〇%とし、中小法人には減税する。ただし、租税特別措置の撤廃にともない、さらに引き上げを考慮する。

(3) 同族会社の留保所得課税の特例を廢止する。

### 三、償却資産の耐用年数

中小企業、農業（法人・個人・青色）・白色をとわず）の償却資産の耐用年数を三割なし割短縮する。また、大法人については特別償却を制限する。

### 四、租税特別措置の改廃

大資本本位に設けられた偏向減税租税特別措置は原則としてこれを廢止する。ただし、要育成産業等については、三ヶ年以内に期限を敵に限定して特別措置を考慮する。この場合、減免税総額を現在の減免税額の四分の一程度とする。

(1) 廉止するもの、利子所得の分離課税及び

- 税率の軽減、配当所得に対する源泉徴収税率の軽減、有価証券譲渡所得の非課税、貸倒準備金、価格変動準備金、異常危険準備金、渴水準備金、特別修繕引当金、違約損失補償準備金、重要物産所得の免税、重要機械類の輸入関税の特例、航空機用揮発油税の免税、航空機の通行税の軽減、重要機械類の輸入関税の免税、の一四項目
- (2) 一部を整理するもの、合理化機械等及び重要機械等の特別償却、輸出所得の特別控除、生命保険料控除、国民貯蓄組合あつ旋貯蓄利子の免税、退職給与引当金、の五項目
- (3) 否認を強化するもの、交際費課税の特例における否認を強化する。
- (4) 当面残置し、今後検討するもの、採鉱用機械設備等及び鉱業用坑道等特別償却、科学技術振興のための特別償却、新築貸家住宅の特別償却、協同組合課税の特例、機械工業振興法に基く合併促進等、米穀所得課税の特例、社会保険診療報酬の所得計算の特例、新築住宅の登録税の軽減、増資登録税の軽減の九項目
- (5) 企業年金引当金非課税はこれを認めない。

## 五、間接税

広汎な免税点以下の低所得者層の減税対策を重視し、大衆生活に結びついた大衆酒、たばこ等一連の間接税の軽減を推進する。

- (1) 酒税  
酒税は大衆酒を大幅に減税する。すなわち、ビール、二級清酒、焼酒、合清酒、雑酒を中心には加重平均二割の減税を行う。
- 特に、高級酒については、従価税を採用する。
- (2) 物品税  
物品税は物品税について、これを廃止し、新たに奢侈品税を設けるという原則にたって、全面的に改訂する。これに基づき国民生活必需物資、中小需細企業に関連する物品税は廃止または大幅軽減する。
- (3) たばこの税  
たばこの税は現行平均六六・四%の税率を五〇%に引き下げる目途に、年次計画に基き順次引きさげる。初年度ゴーレンバット、新生、いこい、ききよう、みのりを取りあげる。

## 六、教育、研究等への寄付控除

教育、慈善、科学研究等への寄付行為は課税所得から控除する。

七、富裕税を新設し、一千万円を超す個人資産について千分の二の税率を課する。

八、ゴルフ税を新設し、グリーン・ホールを有するゴルフ場入場につき一回二千円を徴収する。練習場については別途検討する。(地方税における娯楽施設利用税を廃止し、本税の一部を譲与税とする)

九、過当公告税を新設し、過度の広告費については損金算入をとりやめ、課税する。テレビ広告については、別途一〇%のテレビ広告税を設ける。

十、有価証券の売買取引における取引所得税率の一率制を排し、取引高に応じて段階税率を設け全体としては増徴する。

## 十一、徵税行政の民主化を徹底する

- (1) 国税通則法の制定に反対する。
- (2) 現行の各税法の執行面に関する規定を改正する。
- (3) 協議団制度を改革し徵税機構から独立して審査する機構に改める外、苦情処理機構の全面的改革を行なう。
- (4) 中央地方に各界代表なる税の執行面を監査する委員会を設置して一般的各種苦情をとりあげ民主化をはかる。
- (5) 租税法定主義を貫ぬき法律をわかりやすく改正し、通達行為による官僚の自由裁量の余地を制限する。

(4) 入場税  
入場税を大幅に引きさげ、映画については二百円以下を免税し、二百円超二〇%、演劇等については五百円以下免税、五百円超一〇%とする。また展覧会等については非課税とする。

(5) 通行税  
通行税は通行税を実状に即し改廃する。

(6) 農業用機械等に対するガソリン税は免税

(7) 石炭対策のための関税特例法により、石油関税約七〇億円を通常関税の外に設定する。

### (3) 昭和三十七年度予算編成について申入れ

自民党政の大企業本位、設備投資優先の経済政策の結果、物価は上昇し、国際收支は急速に悪化したが、この危機を切抜けるために、政府は、急激な金融引締め政策に転じ、そのため、中小企業の倒産を始めとして、大きな経済の変動と混乱が生じている。

このような情勢の下に編成される昭和三十七年度予算は、

(一) 大企業の設備投資の規制と計画化  
(二) 中ソとの貿易の拡大を軸とする貿易構造の是正

(三) 自由化計画のくり延べ

(四) 社会保障の充実を中心とする二重構造の是正

(五) 国民生活福祉関連施設の充実

などの諸点を柱として、これを編成すべきである。

明年度予算は、その財源として、大幅な自然増収が見込まれるが、社会党は、自然増収分は、社会保障を中心とする民生安定費に振向け、減税は、租税特別措置の改廃、大法人、高所得者への累進強化などによる財源を以て実施することを主張する。

この方針に基き、わが党は、既に、一連の部門において、具体的な申入れを行つた（別紙参照）が、そのほか、さらに左記の諸項目についても、政府は、これを予算に計上するよう具体的な措置を取るべきである。

#### 記

##### 一 地 方 財 政

###### 一、大衆負担の軽減と大企業の特権的な減免措置の改廃

(一) 所得税の一部を道府県民税所得割に移譲し、現行の累進税率を改めて比例税率にすることは、実質的には低額所得者の徴税の強化になるので反対する。

(二) 個人事業税の基礎控除を三〇万円に引き上げる。

(三) 高級料理店に対する徴税の強化。外人客に対する非課税はとり止める。

(四) 家庭用の電気ガス税の税率を三割引き下げ、大企業に対する非課税を改廃する。

(五) 田畠に対する固定資産税の軽減と大企業に対する

###### 二、国民健康保険税の軽減

(一) 寄附金、負担金等の税外負担の解消

###### 三、地域間の不均衡是正と地方財源の強化

(一) 地方交付税率をたばこ消費税率をそれぞれ百分の三十に引き上げる。入場譲与税制度の廃止に対する。

(二) 地方団体の事業財源の確保

国庫補助単価、および国庫負担率を引き上げ、地方負担の財源を確保する。

###### 四、産炭地特別臨時交付金制度の創設

(一) 地方債のワクの拡大とともに、利子の引き下げ

政府の予算編成期である十二月末、党はさきの基本的な主張から更に一步をすすめて、各分野に亘って、具体的な項目をあげて、政府に対し、予算編成に際してとり入れるよう申し入れを行つた。

これらは、党の予算要求の国民運動の成果を集約したものであるが、別途の「予算のてつかいと組替の動議」によつて、集大成されていつたものである。

#### 説

政府の予算編成期である十二月末、党はさきの基本的な主張から更に一步をすすめて、各分野に亘って、具体的な項目をあげて、政

と償還年限を大幅に延伸する。

(二) 公営企業債のワクをふやし、公営企業経営の整備充実を行う。

## 一 中 小 企 業

### 一 建 設

#### 一、中小企業センターの設置

中小企業に対する指導、診断、相談の機構を拡充強化するため、国および都道府県に、全額国費による中小企業センターを設置すべきである。

#### 一、事業協同小組合に対する助成

事業協同組合発足後、三年余を経過した今日なお、協同組合法の規定する國の特別優遇措置の実現をみていない。すみやかに組織化促進のための事務補助をふくむ、税制、金融、社会保険に関する特別優遇措置を講すべきである。

#### 一、中小企業の集団化、設備近代化の促進

中小企業の集団化運の増大に対し、従来の予算措置は極めて微々たるものである。

中小企業の集団化要求に全面的に応えるため、大幅に予算増額をはかるべきである。

また設備近代化を促進するため、現行二分の一の補助率を三分の二に引き上げるとともに、資金の総額を大幅に増額すべきである。

#### 一、政府関係中小企業専門金融機関に対する財政投融資の大額増額

中小企業の金融難を開拓するため、国民公庫、商工中金、中小公庫、中小保険公庫に対する財政投融資を大幅に増額するとともに、金利ならびに料率の引下げをはかるべきである。

#### 一、さらに、最近の深刻な金詰まりに対処し、つぎの緊急措置を講すべきである

(一) 国民公庫、商工中金、中小公庫の三金融機関に対し、最小限五〇〇億円の年度末緊急融資を行なうこと。

(二) 年度末の納税期を迎えるにあたり、中小企業者の資金繰りを緩和するため、とくに税の徵収猶予措置を行なうこと。

## 一 科 学 技 術

### 申 入 書

大蔵大臣

水田三喜男 殿

日本社会党

### 一 法 务

一、人権擁護局、地方人権擁護局の充実

二、裁判所関係職員の増員。

三、三〇〇〇人以上の裁判所書記官、速記官、調査官代行の資格引上げ。

一九六一年一二月二十五日

一、わが国の科学技術研究の非合理的な研究体制の現状にかんがみ、国立総合科学研究所を設立すること。

二、民間における発明、発見意欲の増進を図るとともに、発明に対する正当な補償等を行なうために発明公団を設立すること。

三、連年の各種災害に対処するために、防災科学技術の振興を飛躍的に拡充すること。

四、基礎科学研究の立ち遅れと、その緊要性にかんがみ、基礎科学研究の拡充強化を図ること。

五、海外からの巨額な技術導入費を節減するとともに、国産技術の開発を図るために、新技術開発事業団を拡充強化すること。

一、公営住宅十五万戸以上を建設すべきである。また、国庫補助率を第一種公営住宅については三分の二、第二種公営住宅については四分の三と法改正し、さらに、国庫補助率の算定基準となる標準建設費は、実施建設費をもって当てる。

二、国土縦貫中央自動車道の工事費については、昭和三三年より三七年までの五ヶ年計画に、東京、小牧間一〇二億四千万円の予算を計上していた。従つて昭和三七年度予算には、この額を下廻らぬ予算措置を講ずること。

三、公共土木災害復旧事業は、改良復旧工事を原則とし、その進捗率は二年を限度とするよう予算措置をすること。

四、下水道、公園、緑地等の生活環境の整備拡充のため、計画的な都市計画事業費を大幅に計上すること。

五、国土の総合的利用を図るため、大規模な国土総合調査費を措置すること。

六、木造建築物が圧倒的に多い我が国の現状において、防災街区造成事業の効用の大なることを認識して、大幅な増額を措置すること。

運輸交通関係、とくに、港湾機能のマヒ状態、国鉄輸送力の慢性的不足、動きのそれぬ都市交通等は、輸送部門の甚しい立ち遅れの結果であり、三十七年度の予算編成については、これらの点にかんがみ次の事項について特に重点的に計上すべきである。

一、国鉄新五ヶ年計画の促進のため、明年度、工事勘定を増額すること。これがため資金運用部資金等から財政投融資を大幅に確保すること。

一、都市交通の異状な混雑を緩和し、通勤輸送等の円

滑化を期するため、地下鉄建設費の増額、郊外私線の都市乗入れ促進を図るため助成措置の緊急対策をとること。

一、交通事故防止と踏切道の改善を図るため、これが立体化と改良促進のための抜本的対策を構すること。

#### 一、港湾関係

港湾の現状に鑑み、五ヶ年計画の繰上げ実施を目指として、その整備促進をはかること。尚船、引船等の整備には特定船舶整備公團等によりこの強化を図ると共に、港湾労働力の確保と港湾労働対策の基本的確立をする必要がある。

#### 一、海運関係

海運関係としては当面必要最少限の緊急措置として、戦標船の解撤建造を大幅に促進してその安全性を高めること。

#### 一、自動車関係

自動車の急増に対し、車検、登録及び輸送秩序確立関係等の必要人員を確保し、同時に陸運事務所庁舎及び車検施設の整備を実施すること。

#### 一、航空関係

航空輸送の自主性とその安全性を確保するため、管制要員の増員と施設、資材の整備を急速に実施すること。

また、乗員養成のため、航空大学の整備充実を図ること。

右申し入れる。

昭和三十六年十二月二十三日

日本社会党

運輸大臣

斉 藤 昇 殿

### 申し入れ

日本国憲法は、社会的身分による一切の差別を禁止し、基本的人権の尊重をその根本精神とし全国民に健康で文化的な生活を保証している。それにもかかわらず、六千部落三百万人に及ぶ人たちが「未解放部落」として差別と貧困とに日夜苦しんでいる。これらの人々の、差別と貧乏から脱却したいという熱望は、さきの、部落完全解放請願大行進にもみられる様に、きわめて大きいものがあり、この熱望を実現することは、民主国家としての施策の最も重要なものの一つである。この点については、岸前内閣は、それが最も重要な政策であり、政党政派にこだわらず、どの内閣においても、おこなわなければならないことであると誓約し池田内閣もこれを踏襲することを誓った。また、部

落大衆の請願を受けた国会の各委員会は、その趣旨を受けいれて国会の意志として政策を実施することを決定している。

然るに拘らず、明年度の各省予算要求額はきわめて不充分である。

更に、農林省の予算要求にみられる如く、きわめて反動的なモデル地区方式がとられている。このモデル地区方式は、権利としての解放要求をねむりこませ、恩恵的な予算分配を通じ、政党の権力政治に道をひらくものである。

それは、部落民の間に分裂をもちこみ、かえって差別を助長することになる。この様なモデル地区方式は、絶対に許されるべきではない。また地元負担が多いと、同一自治体内部の他の住民から不満がでて、事業が進行しなかつたり、対立が起きたりする。したがつて、補助率はできるだけ高め、将来はすべて全額国庫負担でおこなうべきである。

政府は、このような原則の上にたって、各省間のセ

クト主義を排し、総合的計画的に、部落解放政策を推進すべきであるが、部落民の当面の最少限の要求をみたすために、次の諸施策を講ずるべきである。

一、国民健保日雇健保に対する国庫補助の増額、結核の全額国庫負担、生活保護、国民年金、失業事業、失業保険の全面的改善など、部落大衆に大きな影響をもつ、諸項目については、十二月十六日に別途申し入れた通り、予算を大幅に増額し、完全実施すべきである。

一、安定した職を確保するために、職業安定関係の諸経費を増額し、未解放部落民の多い地域に、職業訓練所を設置し、石炭産業の失業者と同様に生活のできる職業訓練手当を支給すべきである。また、遠隔地就職を促進するために、就職資金、別居手当を支給すべきである。

一、環境改善予算を大幅に増額するとともに、道路・公園・防災・土地改良などの地区整備を、厚生省・建設省・農林省は協力して行うべきである。

一、建設省は、改良住宅の建設に本格的に取組むべきである。これらの住宅は、生活慣習の改善に役立つような新しい建築方式をとりいれ、場合によつては、共同作業場、倉庫などを付設すべきである。また、第二種公営住宅の建設の枠をひろげ、部落民の子弟に充分いきわたる様にすべきである。

一、義務教育は、全額公費負担とすべきである。上級学校進学の機会を均等にするために、特別奨学資金の枠をひろげ、部落民の子弟に充分いきわたる様にすべきである。

また、職業高校在校生などに対し実習費の補助を行い負担を軽くすべきである。また集会所などを

設けて社会教育の充実を図るべきであるが、同時に官僚支配の道具にならないよう極力努力すべきである。

一、以上の諸政策を正しく実施し、さらに、部落の完全解放政策を樹立するため、さきに発足した、同和対策審議会の早急かつ強力な活動をおこなわなければならぬが、とくに、調査活動に、予算を重点的に配分すべきである。

一九六一年一二月二二日

以上

日本社会党

## 鉱業政策および鉱業関係予算 に関する申入れ書

貿易自由化に対処して鉱産物の国際競争力の強化をはかり、増大する鉱産物需要に応えて安定的な供給を行ふために、抜本的な鉱業政策を確立することは、今日緊急の課題である。このためには、金属鉱産物の価格を安定させ、国内鉱業の積極的な発展策を図ることが、重要である。

しかるに、今回提示された三十七年度予算の大蔵省内示案に、金属鉱業に対する配慮が全然おこなわれてないことは、極めて遺憾である。政府は、つきの諸点について、具体的な政策の提示を行うとともに、大幅な予算措置を講ずるよう要請する。

一、国内鉱業の積極的な発展を図るため、総合的、計画的に新鉱床の探査を強化すること。  
二、海外の大規模鉱山を確保し、効率的な資源の開発を進めるため、海外鉱物資源開発機関を設立し、そのための資金確保につとめること。  
三、製錬所の大規模近代化を推進すること。

日本社会党

## 石炭関係予算に対する要求書

石炭政策および石炭関係予算に対するわれわれの基本的考え方については、さる十二月十五日政府に申し入れた通りであるが、今回内示された大蔵省案は、このわれわれの申入れを反映していないばかりでなく、第三十九回臨時国会における「石炭産業危機打開に関する決議」をも完全に無視したものである。したがつてわれわれは、強く、国会決議を予算案に実行するよう要求するとともに、つきの諸点について具体的な予算措置を講ずるよう、重ねて要請するものである。

一、総合エネルギー政策の確立は、政府の予算編政方針でも大きくとりあげられていたところであるが、

今回の予算内示案では、その方向すら明らかにされ

ていない。速やかに、総合エネルギー政策を確立するため所要の予算および立法措置をとるべきである。

二、石炭鉱業の安定のために、生産構造の近代化を促進することは緊急の課題である。ところが、鉱区の整理統合、未開発炭田、休眠鉱区の大規模、総合的な開発、中小炭鉱の近代化、協同化の促進、立坑の開発、採炭、運搬系統の機械化等を積極的に推進するための予算措置が講ぜられていない。とくに、予算に示された近代化資金では炭鉱労働者の雇用の安定という重要な課題を解決することは困難である。政府は、今後の炭鉱近代化計画を、雇用の安定という観点から推進するたらに、さらに大幅な予算措置を講すべきである。

三、流通機構の整備についても、荷役設備の近代化資金としてはわずかな額が計上されているにすぎず、莫大な銘柄を統一して価格の安定をはかるための施策も全然講ぜられていない。とくに石炭専用船の建造は一顧だに与えていない。運賃値上り分に対する補給制度も完全に無視しているばかりか、そのためのささやかな事務費さえ全面的に認めていないのである。流通機構を徹底的に整備するため、大幅に予算化することを要求する。

四、石炭需要の安定的確保を図るために、産炭地および揚地の火力発電を大規模に建設することが先決である。ところが内示案では、この火力発電計画を大幅に削減している。石炭火力発電の大規模建設策を積極的に推進するよう要求する。

五、さらに産炭地域住民の切実な要求である産炭地振興事業団の設立は、認められなかつた。このことは明らかに国会決議の違反であり、公約無視である。産炭地振興事業団設立のために、所要の予算措置を講すべきである。

六、労働対策面については、雇用と生活の安定に対する具体的な施策がとられていない。このことは国会決議の最も中心的な課題を無視したものであつて、強い不満を表明せざるを得ない。したがつて、つきのような労働対策を確立するよう要求する。

(一) 炭鉱労働者の雇用と生活の安定について  
1 炭鉱近代化計画と雇用の安定計画を明確にし、止むを得ない雇用異動（鉱命、保安不良等の場合）については再雇用計画によつて生活の安定を確立するものとし、これによらない解雇を制限するための措置を講ずるとともに、この施策を推進するための予算を計上せよ。

2 炭鉱最低賃金制の実施を促進するための予算を計上せよ。

3 保安対策費を増額せよ。

4 厚生年金の給付、労災補償の改善に関する予算を計上せよ。

(二) 臨職者対策について

1 離職者の再就職促進に欠くことのできない住宅対策、前取補償（雇用奨励制度）移住資金の増額、職業訓練ならびに紹介事業の強化等に関する政府予算額は、要対策者の実数と施策上の緊急性に比して、甚はだしく不足しているので速やかにその増額を要求する。

とくに住宅については離職者自身にも交付できるよう改めるとともに、県内他産業転換者に対する移住資金の支給が出来るようにすべきである。

2 離職者を技能労働者たらしめるため、訓練機関の増設と充実を図るために予算を増額するとともに、臨時国会における決議の趣旨に則り技能修得手当、別居手当、就職待機手当等の支給および訓練期間の延長等の施策を講ずるための予算を講ずるための予算を計上せよ。

3 止むを得ぬ理由から産炭地に滞留する者に対して緊急就労事業の増拡並に単価を増額して生活安定を図るよう予算を計上せよ。

六、産炭地域関係自治体の財政は、窮屈の度を加えている。政府は、石炭産業の危機にともなう地方税の減収を補填する措置を講ずるとともに、失業対策費、生活保護等の社会保障費の高率補助を行う等、産炭地自治体に対する財政措置の強化策を明らかにすべきである。

三六・一二・二二

日本社会党

## 税制改正に関する申入れ

わが党がさきに発表した昭和三十七年度税制改革要綱に関し、政府はとくに次の項目を税制改正にとりいれるよう要求する。

### 第一所得税の軽減

(1) 勤労（給与）所得控除の引上げ  
勤労所得控除を二〇万円まで一万円と二〇%の合算額、四〇万円まで二五%、四〇万円超九〇万円まで一〇%、限度一五万円に引きあげること。

(2) 家賃控除の新設

年所得一〇〇万円までの所得者に対し、年額三万円を限度として家賃支払証明書を附し認許されたものについては控除すること。

(3) 零細事業者所得の特別勤労控除の新設  
零細事業者所得の特別勤労控除を新設し、一〇

〇万円までの所得者について、その三〇万円までの所得につき二〇%控除すること。

(4) 自営業者の自家労賃の拡充

商工業、農林漁業等の自営業者の自家労賃を経費として認めること。ただし白色の場合は、当面専従者一人につき一二万円を控除し、年令制限を排すること。

第二 たばこ税の軽減

大衆たばこの販売価格を改訂し、新生（二〇本詰）三五円、ゴールデンバット（二〇本詰）二五円、ききよう（三〇グラム）五〇円、みのり（三〇グラム）四〇円とそれぞれ値下げをはかること。

第三 租税特別措置の廃止

租税特別措置は原則として廃止すべきである。その主旨にたって利子所得の分離課税及び税率の軽減、配当所得にする源泉徴収税率の軽減、の二項を直ちに廃止すること。

第四 石油関税の増徴

石炭対策のため、石油関税は七〇億を増徴すること。

第五 ゴルフ税の新設

ゴルフ税を新設し、グリーンホールを有するゴルフ場入場につき一回二千円を徴収すること。また、地方税における娯楽施設利用税を廃止し、本税の一部を譲与税とすること。

第六 テレビ広告税の新設

テレビ広告の出稿者にたいし、その広告費の一〇%のテレビ広告税を課すること。

政府は、以上の項目をすみやかに税制改正に取り入れるよう要求する。

右申入れる。

一九六一年十二月二十日

日本社会党

## 申 し 入 れ

日本社会党

われわれは、民生安定社会保障拡充のため、国庫負担を大幅に引き上げるという党の基本方針にしたがい、三十七年度予算において、当面とくに重要と思われる左の項目について政府が必要な措置を講ずることを要求する。

（数字は所要予算概算）

### 一、医療保障

1 国民健康保険については、世帯主、家族とも給付率を七割に引き上げること。このため療養給付

に対する国の補助率を現行二割から三割に引き上げるべきである。（結核、精神病を除く）

2 公的血液供給体制を確立する。  
3 ハンゼン氏病対策を強化する。

4 風土病の総合的対策を確立する。

## 2 結核、精神病の療養費は全額公費負担とする。

六〇〇億円

五四〇億円

## 3 日雇健康保険に対する国の補助率を五割に引き上げ、給付内容を改善する。

六〇億円

## 4 保険料の免除を受けた場合にも、少なくとも納付した場合と同様の国庫負担を付することとし、保険料免除を受けたものの年金額を引き上げ、全期間免除のものにも年金を給付すること。

## 1 保険料の免除を受けた場合にも、少なくとも納付した場合と同様の国庫負担を付することとし、保険料免除を受けたものの年金額を引き上げ、全期間免除のものにも年金を給付すること。

## 2 福祉年金の額を左のように引き上げるべきである。

## 3 老令年金

## 4 障害年金

## 5 母子年金

## 6 多子加算分

## 7 福祉年金

## 8 (障害には内科を設ける)

## 9 保険基準を四〇%引き上げる。（年次計画で倍に引き上げるための初年度措置。物価値上りに見合う分一〇%を含む）

## 10 生活保護

## 11 就労日数

## 12 失業保険の充実

## 13 訓練期間の延長をはかる。

## 14 労働者住宅政策の確立

## 15 労働基準行政の強化

## 16 失業賃金の引上げ

## 17 職業訓練の拡充強化

## 18 労働者住宅政策の確立

## 19 労働基準行政の強化

## 20 公的血液供給体制を確立する。

## 21 教科書、教材、技術指導員等の充実をはかる。

## 22 風土病の総合的対策を確立する。

## 23 ハンゼン氏病対策を強化する。

## 24 訓練手当の増額と生活保護並びに失業保険との併給をする。

## 25 訓練期間の延長をはかる。

## 26 公的血液供給体制を確立する。

## 27 教科書、教材、技術指導員等の充実をはかる。

## 28 風土病の総合的対策を確立する。

## 29 ハンゼン氏病対策を強化する。

## 30 訓練手当の増額と生活保護並びに失業保険との併給をする。

## 31 訓練期間の延長をはかる。

## 32 公的血液供給体制を確立する。

## 33 教科書、教材、技術指導員等の充実をはかる。

## 34 風土病の総合的対策を確立する。

## 35 ハンゼン氏病対策を強化する。

## 36 訓練手当の増額と生活保護並びに失業保険との併給をする。

## 37 訓練期間の延長をはかる。

## 38 公的血液供給体制を確立する。

## 39 教科書、教材、技術指導員等の充実をはかる。

## 40 風土病の総合的対策を確立する。

## 41 ハンゼン氏病対策を強化する。

## 42 訓練手当の増額と生活保護並びに失業保険との併給をする。

## 43 訓練期間の延長をはかる。

## 44 公的血液供給体制を確立する。

## 45 教科書、教材、技術指導員等の充実をはかる。

## 46 風土病の総合的対策を確立する。

## 47 ハンゼン氏病対策を強化する。

## 48 訓練手当の増額と生活保護並びに失業保険との併給をする。

## 申入書

日本社会党

社会福祉施設の職員の給与待遇改善、施設の改善拡充。とくに保育所の保母の待遇改善、児童の飲食物費等の引き上げ措置をおこなうべきである。

五、老人福祉

一、無料および軽費老人ホームの拡充強化。

2 成人病対策をすい進する。

六、環境衛生

1 環境衛生対策を抜本的に拡充する。とくに下水道終末処理施設、公害対策のすい進。

2 保健所の機能を強化し、技術職員の充足をはかる。

七、原爆被爆者・輸血・ハンセン氏病・風土病

1 現行の被爆者医療法を改めて原爆被爆者援護法を制定し医療範囲を拡大する。

2 現行の被爆者医療法を改めて原爆被爆者援護法を制定し医療範囲を拡大する。

昭和三十七年度予算編成に際し、農林水産関係予算については、特に左の諸項目を考慮すべきである。

一、不振土地改良区の固定債務の棚上げ措置を講じ、利子補給のための予算を計上すること。土地改良、草地及び牧野の造成改良面積を大幅に増加し、必要予算を計上すること。

一、畜産物価格安定法による全量買上げを確実に行うため、事業團に対する政府出資の増加、生産者団体の設置する施設整備のための補助金の増加を行い、必要予算を計上すること。

一、農業近代化資金の資金枠を大幅に拡大し、政府の利子補給を引上げ、末端金利五分以内とするようにし、必要な予算を計上すること。

一、食糧管理制度を堅持し、生産者米価は生産費所得を得ること。

補償方式によつて価格支持を行ない消費者米価の引上げを行なわないこと。このため十分な予算措置を講ずべきである。

一、旧地主に対する補償問題は、広く社会保障政策によつて解決すべき問題であり、旧地主のみを切り離して補償対策をとるべきでなく、このための予算措置を講ずべきではない。

一、沿岸漁業を振興するため、漁場条件の改善、水産資源の増殖、漁業の生産施設及び水産物の流通施設の整備等の「沿岸漁業振興事業」を積極的に推進するため必要な予算を計上するとともに、水産業改良普及事業の長期的な充実をはかり、少なとも全漁村に一名あて改良普及員を配置できるよう措置すること。

一、さんま・いか・あじ・さば・いわしなどの多獲性大衆魚の低落による所得の減少を補償するとともに、多獲性大衆魚及びその製品の価格の安定をはかるため、水産物価格安定法の制定にふみきり、必要な財政的措置を講ずること。

右申入れる。

一九六一年二月二一日

日本社会党

農林大臣

河野一郎 殿

### 「文教予算」申入れ

わが党は憲法及び教育基本法に明示する教育の機会均等の原則ならびに義務教育無償の原則に基き、当然にして、かつ最少限の要求として、次の三点につき昭和三十七年度予算に計上することを要求する。

第一 高校急増対策費

二五〇億円

高校教育は進学希望者全員収容をめざすべきである。当面の高校急増対策費は、戦時中の国策による現象であり、国の責任において措置すべき事項である。

そのため、高校校舎建築費補助として、工業高校三分の二、普通高校二分の一国庫補助を計上すべきである。

第二 教科書無償に要する経費 一三〇億円

教科書無償の実現については、政府及び与党は数次にわたり国民に公約している。今にいたつて後退することは、政治的無責任のそしりを免れない。

ことに、最近、政府は教科書価格二割引上げを認めるかのごとき動きをみせているが、矛盾も甚しい。わが党は、教科書無償制を主張するとともに、価格引上げには絶対反対である。むしろ、教科書費用

こと。

一、さんま・いか・あじ・さば・いわしなどの多獲性

大衆魚の低落による所得の減少を補償するととも

に、多獲性大衆魚及びその製品の価格の安定をはか

るため、水産物価格安定法の制定にふみきり、必要

な財政的措置を講ずること。

右申入れる。

一九六一年二月二一日

日本社会党

文部大臣

荒木万寿夫 殿

### 再度文教予算申し入れ

一、高校急増対策費

高校急増対策は全国民のしれつな要求である。しかし政府は、府県の事務なるが故に、国が補助する必要なしとする形式的な理由によつて、かれいみないことは誠に遺憾である。高校建設費等は、従来から、市町村、PTA及び個人の寄附によつている事実からしてもこの費目の削減は、PTAの負担増となることは明かであり、あくまでも高校急増対策費は復活すべきである。

二、学校給食費

政府、大蔵省は従来計上されていた「パン一食分一円の補助」を最近の物価値上りに逆行して減額したことは言語道断のことである。

各小中学校の給食設備の大部分は地方及びPTAの寄附によつているのが現状であり、この施設を補助金の打ち切りによつて使用不能にすることは許されない。

パン及びミルクの最小限の補助は絶対復活すべきである。

三、教科書無償費

文教予算としてでなく、社会保障的予算として、政府の公約を果すべきである。しかし、これに便乗して教科書の定化をはかることには絶対反対である。

四、学力テスト費の削減

文部大臣は来年度、新規に小学校四年生に対する学力テスト費をも計上、要求しているが、本年度の中学三年の学力テキストの実施にさいしてその目的、方法及び法的根拠について多くの疑問のある

紙の免税、教科書郵送の無料、教科書展示の国庫負担によつて生産コストの引下げを講ずべきである。

### 第三 学校給食費

一二〇億円

学校給食は国民の食生活改善、体位向上に大きな実績を示してきた。速やかに、政府は年次計画を立てて、小・中学校を対象として全校に普及徹底をはかり、全額無償の実現を期すべきである。

しかるに、政府部内において、パン一食につき一円の補助さえ打切ることを主張している向きのあることは誠に遺憾である。当面の措置として、来年度はパン及びシルクの無償配給を実現すべきである。

右申入れる。

ことから、各地において混乱をひき起していることに鑑み、来年度の実施を中止して、学力テスト協議会を設置することを要する。よって学力テスト費は削減すべきである。

以上再度申入れる。

日本社会党

## 政 策

### ① 労 動 基 本 政 策

解説

労働政策は、従来、党のもつとも中心となつてゐるものにもかかわらず、その基本的な見地が正式な党議となつていなかつた。第二十回全国大会にいたるまで、労働政策委員会は、幾十回となく討議をかさねてきたが、その草案を得、全国大会の満場一致の決定をもつて「労働基本政策」を確立した。

今後その具体化は、うつりかわりゆく情勢の推移を考慮に入れつつ検討することになる。

わが国の労働者は凡ゆる面で不利な立場におかれてゐる。多くの労働者が生活に喘ぎ、しかも自民党政はなおも労働者の抑圧を図ろうとしている。ここにわれわれが、憲法の精神に則り、労働者の生活と安定をはかろうとする理由がある。

この労働者の生活安定のために、われわれは三つの基本的面において、すなわち、賃金、権利、雇用の面での政策を確立する。

これらの三つの面の政策はそれぞれが関連しあうものであつて、決してバラバラに理解されなければならない。

このことは独占資本の合理化の方向を見れば明らかである。独占資本はその予定の合理化を推進するために、低賃金政策の推進、不安定雇用（たとえば臨時工）を累積させ、さらに労働運動を抑圧するために労働法規の改悪を狙つてゐる。つまり独占資本は、賃金、雇用、権利の全面にわたつて労働者に犠牲を強いてゐるのであつて、従つてわれわれの対決も総合的な面からなされることが必要である。

#### 第一章 賃金対策

わが国の労働者の賃金はきわめて低い。この低い賃金が構造的なものとなつてゐるところに基本的な問題があるが、独占資本と政府はさらにつの低賃金を維持し、固定化しようとする意図を進めてきている。われわれはまずこの悪質

な意図を究明することが必要である。

日経連の賃金抑制政策

日経連は新らしい低賃金政策を推進しつつある。その具体的方向は、一九六二年度版の「景氣調整下の日本經濟と賃金問題」の中にも明確にされている。その狙いを要約してみると、第一は、企業の安定をまず先決とし、賃金は二の次に考えることである。これは、独占資本の合理化計画に基くものであり、合理化を推進するためには長期賃金支払計画をたて、それを強力に実施することが必要だというものである。この見地に立てば、この長期計画に変更を与えるような賃金闘争は避けらるべきであつて、これから日経連は安定賃金制度を推奨し労使休戦を強調しているのである。

第二は同一労働同一賃金の原則の推進という名目のもとに、新らしい職務給の導入を考えていることである。これは、若年労働者の不足によつて初任給が上昇してくる傾向に対処し、高年層労働者の賃金を引下げ、総体としての支払賃金を少くしようとの意図に基いているものである。

日経連の意図は、自由化政策と合理化計画を貫き通すには、ぜがひでも労働賃金を抑える必要があるというところにある。

この日経連の低賃金政策に呼応して労働者は行政面でこの政策を推進しようとの構えを見せている。労働省はとくに中小企業を対象とし

た、長期賃金支払計画を樹立し、新賃金相場を設定し、それを行政指導によって普及しようとの方針である。今までPW一般職種別賃金を労働省が設定し、これによって失対賃金、屋外労働者の賃金を押えてきた経験からいえば、労働省の新賃金相場の設定が中小企業の賃金を低下に押え、それによって全般の賃金水準を低めようとの意図をもっていることは明らかなるである。

さらに労働省はこれと併行して、業者間協定を内容とする最低賃金法の適用者を二五〇万人に増やす計画を進めていた。今までの実績を見ると最低賃金額は二〇〇円前後がもともと多く、二十五日就労で月収五千円である。こういう最低賃金額は労働者の生計費よりも企業の支払能力を基準にしてきめられたものであるが、問題はこれが最低賃金としてよりも標準賃金としての役割をもち、低賃金構造の維持に役立つていてることに重要性があるともいえる。従つてこういう最低賃金法の拡大適用が低賃金構造の一層の固定化を意図するものではあることはいうまでもない。

#### 合理化計画と低賃金構造

日経連、労働省のこのような新政策に加えて、日経連の前田専務理事はさらに強硬な賃金抑制論を主張し、総評の賃上闘争を批判したうえ、経営者の統一と団結を強く訴えるに至った。前田理事の主張は、日経連の主張をさらに具現化したものであるが、たとえば人事院勧告を批判し、公務員賃金の引上げ方には不合理な点があり、それが民間賃金引上げの悪循環をもたらすと批判している。さらに自由化問題、日本賃金についての弁解論をくどくと述べているが、結局は日本経済の発展のために企業の安定が主であり、総評の春闘には断固として対決せよというのである。この前田報告についてはすでに総評も鋭く批判しているが要するに独占資本——日経連は、低賃金構造を固持し、合理化計画推進に断固たる態度を見せているということができる。

#### 対決の方向——最低賃金制の確立

政府、日経連——独占資本のこの低賃金政策に對してわれわれは大巾賃上げによってこれと対決することが必要である。この大巾賃上げの

必要と併行して、最低賃金確立のために全労働者が統一闘争の体制をとることをわれわれは必要であると考える。今までの最低賃金制の闘争はストライキをかけてもかちとるという気構えをもつて進める必要がある。

これから最低賃金制は、全国一律に八千円の最低賃金を保障することを内容としているが、その主な点は次のとおりである。

イ 最低賃金は全国一律の最低賃金額を決め。この上に産業別最低賃金額を決めてできる。

ロ 最低賃金の決定に当つては一般労働者の生計費を参考にして決めなければならない。

ハ 最低賃金決定の手続に就いては三者構成の最低賃金審議会を作りこの議を経て決定するものとし、公告の後異議の申立ての無い場合労働大臣の発議事項とする。

但し此の場合どちらかの異議があつた場合は再審議を最低賃金審議会でするのであるが、第一答申案を審議会が再確認した場合はそのまま労働大臣の発議事項とする。

ニ 最低賃金決定の為の労使の最低賃金審議会への申請は任意に出来る（団体に限る）

但し同一地域又は同一職種内に於て四分の一以上の労働者が労働協約其の他に依つて既定の最低賃金額より上廻った賃金を得ている場合に於ては最低賃金審議会は最低賃金額改定の為検討の義務を負う。

ホ 最低賃金審議会はハ項の趣意に添つて常時の労働者の賃金の動態または労働者の生活状態を把握し、低生活労働者の保護育成に務めると共に労使又は労働大臣の申請が無くとも自らの発議で最低賃金額を決定し労働大臣に答申することが出来る。

ヘ 労働大臣は常にハ項の趣意に添つて労働者の生活改善のため検討を加え、行政指導を行ふと共に、最低賃金額の改定の必要を認めた時には、最低賃金審議会に改定に関する審議答申を求める義務をもつ。

われわれが獲得しようとする最低賃金制の内容は右に見たとおりであるが、この全国一

律の最低賃金制を確立することと併行して、産業別最低賃金をかちとるように努力する。

大巾賃金の引上げ、最低賃金制の確立によつて、われわれは全般としての賃金水準を高める方向に前進する。

ここでわれわれは、現行の賃金体系の問題点と将来の方向を検討してみよう。

わが国の労働者の賃金はきわめて低い。諸外国の労働賃金と比較してみると、その一般的な低さといふものは歴然としている。この低賃金は、わが国に特殊な体系として発展してきた年功序列賃金体系と相俟つて、わが国労働者の生活をひゆに押えてきた。

しかし最近、技術革新、オートメーション化の進行と共に、年功序列賃金体系への反省が起り、同一労働同一賃金への転換を必要とするとの声が起つてきた。低賃金を打破し、憲法に宣言する健康にして文化的な生活を保障する賃金獲得はわが国労働者にとって重要な課題である。

こういう立場にたつて、さらに、わが国全般の賃金の在り方について再検討を必要とする。

### 一、年功序列型賃金体系の反省

まず今まで支配的な年功序列型賃金体系を検討してみることが必要である。

この体系についてわれわれはこう考える。

#### (1) 身分的体系であること。

年功序列型賃金は終身雇用制と結びついている。若い時には低賃金で甘んじ、年令と勤続年数で賃金が上昇する仕組みである。賃金上昇には、経営者の主観的意図が重要なマルクマールとなる。

極言すれば、経営者の意思と、年令・勤続年数とで賃金が決定される。従つて、賃金はなんら完遂された労働とは無関係に支払われる。労働の成果に対してよりも、身分的格付による人に対しても支払われるが現在の年功序列型賃金体系の特長である。

#### (2) 企業意識の助長

年功序列賃金体系——終身雇用制の下では、労働者は一企業に縛縛される。転勤は賃金に不利な影響を及ぼし、退職金も少くなる。従つて日本の労働者は、一生涯を企業に勤続させることが必要になる。この

結果わが国の労働者には企業意識が濃厚であるが、これはまた、経営者の強調する企業一家主義と相俟つて、根強いものとなつてゐる。

一方、労働運動の面から見れば、労働組合を企業別から産業別に組織し、強化することが必要である。産業別組織への前進は企業別意識の一端を必要とするが、そのためには年功序列型賃金体系を更めることが緊急の課題となる。

年功序列賃金体系にはこのように基本的な問題があるが、さりとて直ちにその体系を更めるには大きな困難がある。

その困難は、

(1) この体系が長い間わが国において支配的地位を占めていたこと。

(2) 従つて直ちにこの体系を更めると、高年令労働者に強い打撃を与え、混乱を惹起する。

このような事情を考慮すれば、年功序列賃金体系の欠陥を明らかにしながら、段階的に新らしい方向に移行する必要がある。つまり現在の時期は過渡期である。従つてこの過渡期にあつては、それにふさわしい方法が考えられなければならない。

元来賃金は労働者の身分に対しても支払われるものではなく、完遂された労働に対して支払われることを原則とする。

しかしこのためには、前述した通り多くの困難がある。この困難を考慮しながら、徐々に同一労働、同一賃金への方向に移行することが必要であろう。

この困難の第一は、高年令労働者の立場をいかにして守るかという点にある。次に、わが国には労働市場が形成されておらず、同一労働同一賃金の土台に立つ職種別賃金の経験がない。第三に、大企業と中小企業労働者の格差が甚しい。

このような困難を前提としながらわれわれは同一労働同一賃金の方向に移行する努力をしなければならない。

なおわれわれは児童手当制度、期末手当、割増賃金について次のような対策を考える。

# 1 賃金の概念を個々の労働者の能力によって規制する限り、児童は次の時代を担う労働力の源泉であり、子供を持つ親に総て負担さすには重荷である。現在家族手当が各事業毎に支給されているが、これは子供を成育する役割をはたしているない。従ってわれわれは社会が子供を成育する責任を任務を持つべきであると考える。この立場より次の如き施策を実施する。

イ 児童手当を創設し子供の成育を社会責任に移す  
 ロ 十八歳未満の子供には毎月最低千円の支給を行い子供成育の一助とする。  
 ハ 今日の経済状態からして多額の所得者の子供の場合は当分の間同額を国に還元する。

ニ 将来は子供の数が増す毎に親の負担を軽減するため単数計算で無く増額するのを立前とするが、当分の間一律方式をとる。

ホ 此の法が成熟する辺の間現行の家族手当はそのままとし将来は解消するものとする。

2 賞与期未手当等によって通常の賃金が押えられているのが現状である。一日も早くこのような不安定な賃金体形を解消し、通常賃金に繰入れるべきである。  
 3 時間外労働賃金は外国の例を見ても五〇%プラスになっている。時間外労働をせずに所定の労働時間で生産に貢献することが社会的規律でなくてはならない。このために順次改める事はいうまでもないが、現状の時間外労働賃金は早急に五〇%とすべきでありこのための基準法改正を行う。

## 二、低賃金労働者の対策

賃金政策の基本的方向は前述のとおりであるが、われわれはとくに、低賃金構造の底辺にある労働者の問題を緊密にとりあげてみる必要がある。それらの労働者は、

中小企業、零細企業労働者

日雇労働者

港湾日雇労働者

## 臨時工、社外工 室内労働者

等である。さらに、低所得の不完全就業者も指導されるであろう。

### (1) 中小企業労働者

中小企業労働者の賃金が低いことは衆知の事実である。

この中小企業労働者の低賃金の根因は、中小企業労働者が組織されていないことにもあるが、しかし、中小企業が独占企業—親企業から支配されていることに重要な問題がある。製品の買叩き、下請代金の支払遅延等はまた中小企業の近代化を阻む。これらが相俟つて中小企業労働者の低賃金を克服するためには総合的な経済政策を必要とするが、とくにさし当って労働政策の面からわれわれが努力しなければならないことは、

- 1 最低賃金制の実施（前掲）
- 2 中小企業労働者の組織化
- 3 中小企業の保護育成

である。

(ロ) 家内労働者

最低賃金制の実施が中小企業労働者に直接有効な成果を与えることは明らかであるが、それとともに、最低賃金別獲得のために中小企業労働者自らが意識的に立上り、その組織を強化し、大企業労働者との統一戦線を結成する程に成長しなければならない。これが中小企業労働者の賃金上昇の基本条件である。

家庭で内職する人々あるいは職人的家内労働者がここにいう家内労働者である。これらの家内労働者は労働基準法の適用対象外である。現行最低賃金法では僅かに家内工賃の規制があるが、この法の実効は乏しい。凡ゆる面において保護が欠けている。

その結果わが国の家内工賃はきわめて安いのが特徴である。さきに中小企業労働者の賃金が低いことを指摘したが、その中小企業労働者の賃金よりも更に低いのがこの家内工賃である。

家内労働者の実数は全国で百万人を超えている。これらの家内工賃がわが国の労働賃金を低めることに重要な役割を果していることは重要な問題である。

ここにわれわれが、最低賃金法案の提案と併せて、家内労働法案を提案する理由がある。この家内労働法案の目的は、

### 1 最低工賃の法的保障

### 2 家内労働組合の結成と、団体交渉の権利を認め

### 3 家内労働監督官を設けて法の厳正実施を図り

### 4 保健、衛生面についても措置を講ずることにある。

しかしここでわれわれが重要と認めることは、いままで無組織であつた家内労働者が自主的な組織を作り、団体交渉力を強化して自らの生活を守ることである。このことはまた、われわれが当法案を提案する政治的目的に合致する。

#### (イ) 港湾日雇労働者

このほかに、近代労働者群から一種独特の存在と見られている港湾日雇労働者がいる。

港湾日雇労働者は、前近代的親方、手配師の下でピンハネされ、しかも就業がきわめて不安定である結果、慘めな生活を強要されている。この港湾日雇労働者も特殊の低賃金労働者であり、われわれはこの労働者保護のために、港湾日雇労働者の雇用安定のための法律案を準備した。雇用の安定を図り、不就業手当を支払うことを内容とする法律案である。

#### (ロ) 臨時工、社外工

臨時工は現在の日本経済で特異な立場を占めている。それは、低い賃金と劣悪な労働条件を強いられている。同じ職場で労働をしているながら、本工との間に差異のあるのが臨時工である。退職金制度もなく、期末手当も本工と比較して安いし、またないところもある。労働組合の結成されていないところもある。

同じ仕事をしながら、本工よりも劣悪な労働条件を強いられ、低賃金を強制されることには許されないことである。従つてわれわれは臨時工制度の廃止を主張するものであるが、その措置として、

#### 一、本工組合が臨時工を本工に採用させる運

動を開く。

#### 二、本工組合が臨時工組合と統一闘争を推し

進め、逐次臨時工の本工化を克ちとることが必要である。

### 三、臨時工を雇い入れ、一年を通じて二ヶ月以上雇用した場合は、雇用主は本工として採用する義務がある。

社外工については、労働基準法、職業安定法違反が公然と行われている。しかも当局が、この違反事実を積極的に追及しないという傾向がある。従つてわれわれは次の措置をとる。

一、国会で違反の事実を徹底的にとりあげ、行政指導を通じて違反がないようにする。

このため党と労働組合の協力の下に、全国に亘る違反事実の摘発を行う。

二、法的措置として、次の立法を考える。その趣旨は、

一、製造会社が本来の仕事を、社内において社外工に請負わせてはならない。

ということであり、違反事項については厳罰を課す。

右に挙げた低賃金労働者の諸問題を具体的に解決していくことが、低賃金構造を打破する前提である。従つてわれわれはこれらの措置を強力に行う。

## 第二章 雇用対策

われわれは今まで完全雇用を主張してきた。日本国憲法は、労働をする能力と意思をもつものに労働をする権利を保障している。われわれがこの憲法の規定の完全実施のために努力しなければならないことは当然なことである。

このわれわれの主張を具体的に言うならば、まず第一に、労働をする意思と能力をもつものに、それに相応する職場を与えることであり、

第二に、国がその職場を与えたなかつた場合には、次の職業の期間まで失業者の生活を保障することであり、

第三に、身体障害者にも就業する機会を与え、第四に、雇用労働者については不当な差別待遇たとえば、本工と臨時工のような差別を許さないということになる。

#### 現況と問題点

政府、日経連の声明によると、最近の労働経済を見れば、雇用量は増大し、若年労働者不足

が顕著になつてゐるということになつてゐる。つまり、完全雇用の状況に近づきつつあるといふのである。

しかしこれは多くの問題点をもつてゐる。

その第一は、最近の雇用増大の半数近くが臨時工によつて占められているということである。新学卒者についてもこのことはあつてはまる。

その第二は、雇用の条件が悪いことである。その第三は、政府に計画的な雇用政策がなく、従つてその時々により雇用状態が不安定になるということである。

そのほかにも問題点はあるが、これらの問題点を考慮しながらわれわれは雇用の健全化と完全雇用に向つて努力しなければならない。

### 雇用の正常化と近代化

われわれが雇用という場合、それは正常な雇用であることをいう。正常な雇用とは、賃金、労働条件が正常なものであること、つまり、正常な賃金、労働条件を内容とする雇用であることを必要とする。臨時工や中小企業労働者の雇用内容が、われわれのいう正常な雇用からは甚しく隔つてゐることは前述したところである。従つてわれわれは、まず雇用の正常化に向かつて努力する。

具体的には次のとおりである。

### 1 労働時間短縮

労働時間は一週四〇時間労働として二日休日とする。(原則は土曜日曜とし作業の都合で一度に休日をとることのできない例外は認めめるが原則は一週に一度は同一日に休日とする)

イ 公務員については公務員法の給与条例を一週二日休日と改正する。  
ロ 民間事業に就いては今後五年間で実現する目標をたてる。大企業と中小企業との関係については特別の配慮をする。大企業は少くとも三ヶ年で実現する。

ハ 商業行為については営業時間の規制を行い特権地域を除いて午前七時より午後六時迄とする(夏冬の季節的営業時間はこの枠の中で調整することができる)。

ニ 商業行為の休日に就いては国民購買力と

の関係からできるだけ早期に労働者の休日一週間二日に合わすように行政指導を行ふ。

但し、この場合例外として食堂、映画館・タバコ・新聞・交通機関・遊園地・ホテル・旅館等の休日は別の日にすることができる。

ホ 農業労働者については農繁忙期等の関係で一度に休日を一般労働者と同じにすることは困難である。しかし農閑期の休日は週二日とし、農繁忙期に休日をどうするかを検討し順次週休二日の精神を生じて行く。  
ヘ 日給者の労働時間短縮時の賃金については週給を五日の賃金額に直して支給される様にしなくてはならない。

### 2 職業の訓練

科学の発展に応じて生産機関の機械化は急速に発達している。これに対応する技術者の訓練養成は急務である。政府の技術訓練計画はその中心が、民間に置かれていて非常に数が少い。これでは中高年の失業の救済措置は生れて来ない。職業訓練の中心を国の施策とし、失業者の訓練中の生活の面倒を見乍ら就職の場を作つていくようにならない限り一旦失業すれば終生就業の機会を得られない状態を解消すべきである。以上の観点に立つて次の施策を行う。

イ 民間を含めて一年間三十万人の職業訓練の法律を作り、国はこの半額の十五万人の訓練生を収容できる訓練所の増設を行うべきである。  
ロ 職業訓練終了者には国は責任をもつて就労させる義務を持つこととする。

ハ 失業者の職業訓練中は訓練手当を支給し、本人又は家族の生活を保障すること。  
ニ 労働力配置の必要上職業訓練終了者が移動して就労する場合移住資金を支給すること。この場合現地に於ける住宅を準備すること。

ホ オートメーション化する生産に対応して訓練内容の整備に万全を期すると共に技術指導員の養成には特別の配慮をすること。  
ヘ 職業訓練所の指導員の待遇は現在事業財政の枠の中でせばめられているが、これで

はよりよい訓練終了者を出すことができないのであるから特別の配慮をする。

### 停年制延長の問題

停年制は昭和五年の協調会の資料に依つて明らかな通り労働者の握力、背力等を調査して決めたのがその初りである。しかし当時と比較して国民の栄養度の向上、医学の進歩によつて寿命は十六年も延長している。今日の五十五歳の停年制はむしろ廃除すべきである。

さらにわれわれは計画的な雇用計画の樹立を政府に要求する。

その具体的内容は次のとおりである。

#### (イ) 基本的雇用計画と年度別雇用計画の決定

いままでの保守政権は、何ら一貫した基本的雇用計画を示さなかつたし、また、示す意慾ももたなかつた。従つて雇用情勢がつねに不安定であり、景気不景気の波によつて深刻な問題を提供したのである。

この経験に鑑み、われわれは政府に基本的雇用計画に基いた年度別計画をたてるなどを義務づける。この雇用基本計画と年度別計画に関する詳細な規定をわれわれは法案化し、国会に提案する。

#### (ロ) 雇用審議会の拡充強化

この計画の立案は雇用審議会に当らせる。このため現在の雇用審議会を大巾に拡充し、その権限の拡大、予算、人員の大巾増をはかる。

#### (ハ) 失業概念の統一

雇用計画立案のためには、労働人口の動態が常に把握されており、とくに失業者の状態が正しく把握のためには、基本的に検討すべき問題がある。それは、わが国においては完全失業者だけが問題とされ、不完全就業者—実質的失業者については何らの考慮が払われていないことである。

ここにわれわれが失業の概念を統一する必要があると考へる理由がある。ここでわれわれが考へる失業という概念は、

所得と労働時間に基づく求めるものであ

る。一定の労働時間以下のものはこれを失業者と認め、これを失業対策の対象とし、

雇用政策の対象と認めることがある。この

ような概念統一はわが国の実情から言つては次のような措置をする。

当然の措置であるが、この統一を特別立法によつて実施することもわれわれは考慮する。

#### 右の基本方針に基いて具体的にわれわれ

は次のような措置をする。

1. 失対労務者のための措置
  - (イ) 考令病弱の労務者については、社会保障を加味した失対事業を起し救済する。

(ロ) 賃金、労働条件は労使が対等の立場で決定するとの方針に立ち、緊急失対法第十条、同施行規則第八条を削除する。

(ハ) 一般職種別賃金(PW)の発表の実態を見ると、作為的に行われて公共事業労務者賃金、失対賃金に悪影響を与えている。従つて将来は、一般職種別賃金の発表を作為を加えることなく、三ヶ月毎に発表することにする。

(二) 事務失対を起し、知能労働者の失業救済を実施する。

#### 2. 失業保険金

失業保険は、支給期間を最高二年とする。

### 第三章 労働三権の確立

日本国憲法は労働基本権を保障している。しかし現在の状況を見ると、憲法に保障された労働基本権が次第に制約されているのが事実である。

この基本権制約の最も新らしい傾向は、ILO第八十七号条約の批准問題にからんで、国内法規を改正しようとする動きの中に示されている。

この国内法改正案の内容を見ると数々の問題点があるが、之の主なものは次のとおりである。

#### 1. 在籍専従制の廃止

#### 2. チエック・オフの禁止

#### 3. 管理者組合と一般組合との分断

#### 4. 内閣総理大臣の人事権の強化

#### 5. 組合の登録

#### 6. 政治活動の制限と罰則の強化

これらはごく概略の改正点であるが、この改正の意図は、わが国の労働運動の将来を、保守

政権の力によつて押えうるものにしておこうとするところにある。

国家公務員や公共企業体等労働組合にはすでに争議権が剥奪されている。争議権を剥奪しながら、しかもなお全面的に労働運動の弾圧を図らうとしているのが政府の基本的態度である。この政府の意図についてわれわれは強くこれを批判し、労働運動を正しく前進させる立場から次のような対決の方向を明示すること。

ILO第八十七号条約の早急な批准をさせること。

ILO第八十七号条約の批准については、内外からの強い要請がある。それにも拘らず政府は批准を未だに怠っている。従つてわれわれは直ちに本条約の批准を完了するように対政府に求め、それに必要な闘争を組織する。

口 労働三権確立

政府の国内法改正案の内容を見れば、この改正案そのものがILO第八十七号条約に違反していることが明確である。従つてわれわれは、政府の国内法改正案については強く反対すると共に、ILO第八十七号条約の精神

に則した労働三権確立のための諸法案を提案する方針である。

(1) 労働組合法、労働関係調整法を現状に合わせて、左記の通りの法改正と、法案を作成する

る

(2) 国家公務員労働関係法創設

(3) 地方公務員労働関係法の改正

(4) 公務員法地方公務員法の改正

(5) その他関係法規の改正を行う

これらの諸法案はすでに成案されているので要約すれば日本国憲法—労働組合法の精神に則り、労働基本権を確立しようとするものである。

なおこの労働基本権の確立のためには、労働組合が強固な闘争体制をつくることを必要とし、国会活動を包むことが重要なことである。基本権の確立と共に、労働基準法の完全実施にわれわれは努める。

## ② 社会保障政策要綱

### 医療保障

(基本方針)

- 1 あらゆる疾病について予防、治療、後護（早期診断、完全治療）にわたる医療保障の体制を確立する。
- 2 各種医療保険を統合して、被用者保険と地域保険の二本建とし、給付、保険料の格差をなくする。
- 3 医療費の本人負担を全廃する。

(当面の対策)

### 一、医療保険

せん。

現在は地域保険たる国民健康保険に加入するのが建前となっているが、雇用関係が

現に存在するのであるから、被用者保険としての健康保険を適用すべきである。

この際、従業員五人未満の零細事業では企業経営の基盤が弱体であることを考慮して、当分の間、事業主負担額を二分一に軽減し、その分は国庫負担をもって充当する

ものとする。

- 2 国民健康保険の療養給付率を世帯主、家族とも、現行五割を七割に引き上げる。このため療養給付に対する国庫補助率を現行二割（および調整交付金五分）から三割に引き上げる。

(注) 七割の療養給付のためには、国庫補助率をもつと引き上げるべきであるが、一方で、結核、精神病は全額国庫負担として国民健康保険財政のワクからはずれることになるので、当面の政策要求としては三割に止めたのである。

- 3 日雇労働者健康保険の給付条件を改善するため、国庫補助率を現行三割五分から五割に引き上げる。

- 4 結核、精神病については全額国費負担とする。

- 5 国民健康保険の運営主体は、現在は市町村・特別区（およびごく少数の国民健康保険組合）であるが、自治体のそれぞれの財政力の強弱によって内容に大きなひらきがあるので、運営主体を国に移管し、給付条件の格差（療養給付の率、制限診療等）をなくすとともに、保険料（税）負担の基準を全国的に統一する。
- 実施の事務は市町村に委任するものとする。

- 6 保険統合の第一歩として、政府管掌の健康保険と組合管掌の健康保険を一本化する。これはさらに、日雇労働者健康保険、船員保険、各種共済組合（健康保険該当部 分）との統合に発展させる。
- この統合に際しては、既得の権利と水準を維持しつつ、より高い水準を確保すべきである。

## 二、医療制度

- 1 医療機関の適正な配置と整備をはかる。

國立を含めた公的医療機関を全体の配置計画の軸とし、総合的な設備、能力を備えたこの公的医療機関を全国都市の主要部に適正に配置するとともに、無医地区の解消に責任をもつて当らせるものとする。

(注) 現在は市町村に責任があるが、市町村では一定の限界がある。

公的医療機関は、国民皆保険医療の指導的な役割を果すものであるから、国は必要な援助を行なわねばならない。例えば、設備投資、看護婦養成の費用は採算ベースから除外し、国が一定の負担を行なうこととする。

これと同時に、公的医療機関と有機的に連けいさせつつ、私的医療機関を配置する。私的医療機関の配置は関係団体を通じて自主的に規制せしめる。例えば医師会自身による自主的な開業医の濫立防止。

公的医療機関の概念は、現在では医療法によつて「都道府県・市町村・その他厚生大臣の定める者（日赤・済生会など）の開設する病院または診療所」というように狭い範囲に限定され、かつその任務、役割も明らかでないので、國立、法人立など含めて高度の総合的機能を有する病院を一定の基準のもとに公的医療機関の概念に包含し、國による体系的な医療施策をおこなう必要がある。

医療機関のこうした整備にともない、こんにち一部の病院にみられるような利用者を従業員とその家族に限定するようなセクト主義（企業一家主義）は、当然のことながら打破されねばならない。

2 公的機関と私的機関（開業医）の関係は、病院・診療所の機能分化にともなつて、それぞれの役割を担うべきものである。すなわち、公的機関は専門医を擁する高度の綜合病院として、診療所の機能をもつ私的機関（家庭医）の紹介により患者を入院せしめ治療をほどこすという任務分担が望ましい。しかし、これは今すぐという訳にはゆかない。現在は、大きな病院も外来患者や入院患者を直接に受け入れて一般開業院と競合しているが、この状態を是正してゆくため、とりあえずは、國立病院を入院治療を主体とするものに切り替えつつ、外来診療をある程度抑制し、採算を度外視して診療、研究活動に専念できるようにすべきである。独立採算制は当然、廃止しなければならない。

- 3 診療報酬支払い制度の合理化、適正化を

はかる。

4 制限診療は廃止すべきであり、また差額徴収は認めない。

5 医療労働者の待遇を改善する。

また、保健所は、家庭医たる開業医と連けいして予防衛生の中核機関たる任務をもつているが、医師が充足しておらず、十分な機能を果し得ないのが現状である。したがつて、医師に対する専門技術としての処遇が必要である。

無医地区を解消する辺地医療体制確立のためにも、給与や計画配置について効果的な施策がおこなわれねばならない。

看護婦その他医療労働者の待遇を改善し、医療体制を充実する。

6 保険行政については、現在、厚生省が保険運営の当時者であり、かつ監督庁である

という矛盾があるので経営と監督を分離し、責任の所在、任務の分担を明確にすべきである。

## 年金制度

(基本方針)

1 各種年金制度を総合し、被用者年金と地域年金の二本建とし、給付条件の格差をなくする。

2 貨幣価値の変動とともに年金と給付の額をスライドする。

3 積立金の民主的管理運用をはかる。

(当面の対策)

1 国民年金制度は無拠出の福祉年金を重点にして年次計画的に支給額を引き上げる。

拠出年金保険料の免除基準を引き上げることともに、免除部分については必要な国庫負担をつけ、全期間免除されても年金が支給されるようにする。

2 厚生年金保険の給付額を大巾に引き上げ、定額部分二万四、〇〇〇円(月額二、〇〇〇円)を八万四、〇〇〇円(月額七、〇〇〇円)とする。

減額くり上げ年金の支給制度を設ける等所要の改正をおこなう。

3 年金積立金の管理運用は、厚生大臣の主管のもとに、被保険者、学識者を主たる構成メンバーとする年金積立金運用審議会を通じておこなうものとする。

## 公的扶助

(基本方針)

1 公的扶助の対象は個人単位を原則として、必要に応じて世帯を考慮するものとする。

2 勤労の能力あるものに対する公的扶助は、自立のための補助、助長の手段としておこなう。

3 扶助の額は、健康にして文化的な生活を維持すべきものとする。

(当面の対策)

1 現行生活保護法を生活保障法とあらためる。

2 学識経験者を中心とする生活保障基準審議会を設け、保護の基準について厚生大臣に答申し、勧告する。

3 保護に際しては、資産調査がおこなわれて、対象者の資産、能力をまず活用することが要求されるが、この条件を緩和する。

4 保護の単位を個人とする。

現行は、世帯単位が原則であり、かつ福祉事務所が民法に定められた扶養義務者(三親等までの親戚)に扶養能力ありと認めると、これによる扶養がまず優先することになつてゐるが、こうした制度を改めあくまで個人の生活状態本位に考える。

また、世帯単位であると、例えば生活保護家庭の子供が中学校を卒業して希望をもつて社会に出て、給料をもつて帰ると大巾に保護費が差し引かれてしまい、前途に希望を失うとなる。そこで、保護の単位を原則として個人にしほり、例外的に、夫婦又は父母およびその十六歳未満の子(義務教育終了前の子)を単位として定めるようすべくである。

5 勤労によって得た収入は、一定の基準を設けて保護費支給の場合の差し引きの対象にしない。現在、勤労控除の制度はあるが、月額二、〇〇〇円程度で自立助長の制度と

しては不十分である。

勤労する場合の保護は、自立のための補助手段として措置すべきである。

各種扶助の額は、所要実費を支給するものとする。

中央、地方に苦情処理委員会を設け、生活保護に関する一切の苦情を処理せしめる。

医療扶助は、国民健康保険の充実とともに、国民健康保険に移行せしめる。

## 失業保障

(基本方針)

失業期間中の生活を完全に保障するとともに完全雇用の実現をはかる。

(当面の政策)

1 失業保険の支給期間を最高二年とするとともに、支給額を賃金の八割(一一、〇〇〇円まで引き上げ)に引き上げる。

2 失対事業については、P・Wを廃止し、失対賃金をひきあげるとともに、適格基準を緩和する。また、失対労働者に対する職業訓練を強化し、安定した就職を確保できるようにする。

3 事務失対をおこし、知識労働者の失業救済を実施する。

4 職業訓練組織を拡充し、職業訓練手当、別居手当を支給する。労働組合にも、職業訓練の法的保障と予算を与える。

## 住宅保障

(基本方針)

1 低れんな家賃の公営住宅を大量に建設し、住宅難を解消する。

2 国土開発計画、都市建設計画の推進と相まって、社会的環境の充実した住宅を建設する。

(当面の対策)

1 労働者住宅を中心に、公営住宅を大量に建設、当面の住宅難を五ヶ年間で解消する。

2 宅地価格を適正水準に維持する方途を講ずるとともに、未利用空閑地の最大限利用来はかる。

3 年金積立金融資の住宅建設に際しては、労働者住宅協会のような労働者の自主的組

織による資金運用体制を拡充強化する。

4 農漁村の居住環境の合理化、近代化をはかる。とくに農村においては共同経営の進展に応じて集団住宅を推進する。

5 上下水道、街路計画などをすすめて不良住宅を一掃する。

6 以上の措置のため国の住宅対策費を大巾に引き上げるとともに、住宅建設費の単価を実状に即して引きあげる。

## 児童保護その他社会福祉

(基本方針)

1 乳幼児対策を総合的、計画的におこなう。とくに乳幼児保育は、単に要措置児童対策としてではなく社会の成員を知的、肉体的に健全に育てるという見地からおこなわれねばならない。このため保育の責任は国が負うものとする。

2 老令者の生活安定と福祉政策を推進する。

3 身体障害者の生活安定と福祉政策を推進する。

4 社会福祉施設を拡充強化するとともに、民間のものについても必要な助成措置を講ずる。

5 環境衛生、公害対策を画期的に推進する。

(当面の対策)

1 保育施設を増強し、保母には乳幼児の保育指導にあたる専門職として正当な報酬とする。

2 保育所、幼稚園を一本化して乳幼児の教育、保育の一元化をはかる。

3 乳幼児・妊娠婦には、牛乳、乳製品の低額配給をおこなう。

(注) 現在、幼稚園は義務教育前の児童の教育過程であるが、教育内容が高度化するにつれて、費用もかかり、幼稚園にやれる家庭とそうでない家庭の児童のあいだに、義務教育開始以前において知的、文化的能力の差ができることがあるのが現状である。したがって、両者を一本化するとともに、教育の機会均等という意味からも義務教育開始年金を一年引き下げるとの考慮が必要である。

### (3) たばこの小売定価値下げ等について

(一九六二・二・八)

政府は、昭和三十七年度税制改正案において間接税を中心に減税を行うと宣伝しながら、その内容は酒税三〇九億円、物品税一七二億円等の減税にすぎない。大衆生活にむすびいたたばこに対する税の軽減が、全く見送られてしまつたことは、不当であり、国民の要望を無視するものである。

たばこに対する課税は、現在販売定価の実に六六・四%の高率になつており、専売納付金は、三十七年度一、五九五億円の巨額に達し、まさに大衆課税の典型的なものである。政府の減税案においても、最重要の課題として取り上げられねばならないものである。

しかるに、政府は、財政あるいは製造上の理由により、取りあげようとしている。一方では三十七年度四、八〇〇億円にのぼる租税の自然増収が予想され、他方、販売政策の根本的な検討を行なうならば政府の減税を実施しない理由にはなんら現実的根拠がない。

わが党は、大衆生活と結びついたたばこに対する減税を重視し、次の要綱に基き、今国会に「製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部改正案」を提出すると共に、院外の広汎な大衆的運動と連携しながら、対政府重点争点として推進する。

#### 第一 製造たばこの定価の決定または改定にする法律の一部を改正する法律案要綱

大衆たばこについては、現行平均六六・四%の税率を五〇%にまで引き下げるなどを目途に、昭和三十七年度を初年度として、年次計画により順次引き下げる。

(1) 三十七年度に実施するもの

大衆たばこの中心「新生」、「いこい」、

間接税の大幅減税の方向に、おき忘れられているのが「たばこ」である。政府のゴマカシである。

#### 説

党は(1)大衆タバコの五円値下げ (2)たばこ販売手数料の引き下げ (3)たばこ消費税の増加 (4)取納価格の改善、など四項目にわたつて、たばこを通じて、物価引下げの一大目標としつつ国民生活を守る方向をあきらかにする。

「ゴールデンバット」、「みのり」、「きょう」「みのり」の小売定価をそれぞれ左の通り改訂、値下げをはかる。

新生(二〇本詰) 現行四〇円を 三五円

いこい(〃) 〃 五〇円を 四五円

ゴールデンバット(〃) 〃 三〇円を 二十五円

ききょう(三グラム) 〃 六〇円を 五〇円

みのり(〃) 〃 四五円を 四〇円

たばこ小売定価の値下げにともない、次の諸施策を実施する。

(1) たばこ販売手数料の引き上げ

たばこの販売手数料を引き上げ、一割(現行八分)とする。

(2) 地方財政の減収補てん

販売価格の値下げによるたばこ消費税の減収については、わが党の地方税改革要綱に基く税源配分構想により地方交付税率および、たばこ消費税の地方委譲を大幅に増加させる等、の施策を行い、たばこ値下げにより直接地方財源に影響を与えないようにする。

(3) 葉たばこ、収納価格は生産費及び所得補償方式によるべきものとする。

(4) 販売政策の検討

1 評判のよいピース・ハイライト等の増製およびそれに伴う各銘柄の製造数量の調整

2 新銘柄発売の検討  
上、P.R.等販売政策の検討

国税通則法案は、中小・企業はもとより、労働者にたいしても、「税」について一大警鐘となり、全国都々満々から、猛烈なる反対運動をまきおこした。

政府は五項目について棚上げを余儀なくされた。しかし、その基本的立場（徴税強化）には変りない。党は、これに具体的な現行法改正案を用意して、通則法の粉碎を闘うためこの方針を決定した。

## ④ 税務行政改善に関する方針（一九六二・一・一六）

### ——国税通則法の制定をめぐって——

政府が予算関係法案として、今国会に提出を予定している「国税通則法案」は、本質的に旧ナチス・ドイツの税法を基礎とした徴税強化と大衆収奪の方向を企図したものであり、税法理論の上からも幾多の基本的な検討が必要である。法案に含む二つの改善事項は現行法の改正をもってたりることであつて、それを理由として國税通則法の制定を急がねばならぬ積極的な根拠は何らない。以上の立場からわが党は国税通則法案の制定には絶対反対である。

わが党は、かねてから主張している様に前向きの徵税行政の民主化を実現するため、必要な関係諸法の改正案を積極的に今国会に提出するその方向については、通則法反対等中央連絡会議、学識経験者等の意見をきいた上で、次のように決定した。

#### 一、人格なき社団等に対する課税廃止

現行法人税法、入场税法等による人格ない社団等に対する課税を廃止する。とくに民法、商法などの一般私法によつて権利義務能力を付与されていない人格なき社団に対し税法によつて義務を課する現行法は法律的に疑義がある。

#### 二、利子税、加算税の軽減合理化

(1) 利子税及び延滞加算税を統合して利子税とし、制度の簡素化を図るとともに、利子税を日歩二銭（ただし、督促後一日目以後の分については日歩四銭）とする。これは利子を支払えば滞納することができる実態に合わせる主旨である。（通則法政府案は、党案の「利子税」を「延滞税」と称する。税率は同じ）

(2) 加算税については、過少申告加算税五

%、無申告加算税一〇%、源泉徴収加算税一〇%、重加算税三〇%にそれぞれ改め、負担を軽減する。（通則法政府案は源泉徴収加算税を不納付加算税に改める）

#### 三、税務争訟における訴願前置主義の廃止

政府の通則法案の中で、税務争訟に関する条項は重大な改悪である。とくに行政事件訴訟法、行政不服審査法が制定されても税務争訟については、その適用を除外し、訴願前置主義を存置することとしているが、むしろ、税制調査会答申が「税務に関する不服申立についても原則として行政不服審査法の規定によるべきである」と指摘しているとおり、訴願前置主義を廃止し、両法を適用し、納税者の選択にまかせるようとする。

#### 四、徴税行政を看視する第三者機関の設置

賦課より徴収にいたる徴税行政を監視改善するため、中央、地方に各界代表からなる「納稅行政民主化のための委員会」（仮称）を設置する。（通則法政府案と同じ）

#### 五、所轄税務署の明確化

納税者の住所が異動した場合における所轄税務署の規定については、納税者の便宜を中心として（新住所）その提出先を明らかにする。（通則法政府案と同じ）

#### 六、不服申立期間中における滞納処分の執行停止および公売処分の禁止

(1) 不服申立期間中ににおける滞納処分の執行停止

納税者から不服申立てがあつた場合には、現行法のように税務署長の職權で滞納

処分の執行を停止するだけでなく、新たに、不服申立人から滞納処分の執行の停止を申請立てることができるものとする。（通則法政府案と同じ）

- (ロ) 不服申立期間中における公売処分の禁止等

不服申立期間中は、差押物件については、青色申告者たると白色申告者たるとを問わず、一般的にその公売処分をすることができないものとする。

なお、不服申立人が担保を提供したときは、財産の差押えをしない制度を新設する。（通則法政府案と同じ）

### 七、到達主義の緩和

申告書等の提出について、現行法における厳格な到達主義を緩和し、郵便局のスタンプ日付が期限内である限り、期限内に提出があ

**山林政策**は、国家百年の大計ともいいうべきものである。三五年十月の農業基本問題調査会の答申は、わが国の林業をどうするかの基本的立場でなく、当面の糊塗策にしかすぎない。

解 党は十二項目にわたって、山林政策のあるべき姿を検討し、問題点を提起する形でこの資料を決定し発表した。将来への一大指針となるべきものである。

### 八参考資料▽

## ⑤ 山林政策大綱の作成に当つての問題点

(三七・一・一六)

つたためであるといわなければならぬ。

わが国の林野面積は、国土総積の六七%を占め、国土の高度利用、治山治水対策、ならびに国民生活の向上、とくに農山村住民の生活向上のために果たすべき役割はきわめて大きい。しかるに現状は、山林面積にたいする正確な調査さえ行なわれておらず、国民に与えられたこの莫大な天然資源が、国民のために有効に活用する道がとざされている。そして一方では農用適地からしめ出された農民や、多数の中小零細林業経営者、林業労働者などが、生活向上の道を阻まれている反面、他方では木材価格の高騰や山林地代の騰貴によつて、不当な利益を得るものが出るという矛盾を生んでいる。これは、わが国の林業をどうするかという山林政策の大綱が、今日にいたるまで確立されていなか

ったものとする。（通則法政府案と同じ）

### 八、質問検査権の乱用防止規定

(イ) 税務調査が納税者の問題でなく税務行政の必要で行なわれる場合には、納税者の同意を必要とする。なお夜間調査を制限する。

- (ロ) 職権乱用の防止訓示規定の挿入および黙否権の告知義務を税務官吏に課する。

### 九、苦情処理の場合の取扱い

納税者の権利救済のためには、争点主義で取扱うべきであり、総額主義を廃する。

### 一〇、申告納税の規定

(イ) 納税者の申告は尊重しなければならない。申告を是認したときは、決定通知を行うようとする。

(ロ) 更正決定は例外であつて、本来申告による納税者の意見、資料、主張等を尊重してきい。申告を是認したときは、決定通知を行ふようとする。

最高の責務であると確信する。このため、山林

政策大綱を確立し、國の調査によつて山林原野の面積を正確に把握し、土地利用区分を定め、山林として利用すべき区分には強力な山林政策を適用し、農用地として利用すべき土地は、耕作農民にその利用を解放し、あるいは特に大規模な私有山林は、正当な対価をもつて国が買収し国有林とするなど、抜本的な施策を講じ、強力な治山治水対策と相まって、國民生活の安定と向上、とくに農山村民の地位と生活の向上をはかることが必要である。

わが党は、かかる見地から山林政策大綱をまとめるため、ここにその問題点を提起する。

### 一、国有林について

1 国有林は、国土保全、水資源の涵養、木材の需給調整、山村民の福祉向上のために果すべき任務が大きい。

ところが現状では、東日本ではほとんど山林が国有林で占められている県がある一方、西日本にはほとんど国有林のない県が多い。故に、東日本では土地利用区分に従つて国有林利用の地元への解放をすすめ、西日本では私有、公有の山林のうちから保安林その他適当なものは国が買収して国有林とすべきである。

2 国有林の運営は、林野官僚、パルプ資本、木材業者だけの手にまかせることなく、労働者、農民、消費者、学識経験者の代表の審議会を設けて運営を監視する。とくに立木処分を民主化し、入札制度や特売制度をガラス張りにする。

なお、これらのことと規定する「国有林野經營法」(仮称)を立法化する。

3 奥地林道の開設により山奥の老令過熟の天然林を伐採し、その跡地に積極的に造林する。伐採、造林等の事業は原則として直営形式で行なう。

4 国有林の公社化については反対。ただし国有林地元交付金は、現在の面積に応じた交付金以外に、国有林の価値による交付金を創設する。

5 国有林の収益の一般会計へのくり入れを再検討する。これを山村の福利施設、文化

施設等へ還元する。

### 二、公有林について

1 部落有林や慣行入会林を分割私権化して富農的自立經營林家を育成しようとする「林業基本対策」に反対。

2 公有林は管理不十分なものが多いので、造林、育林を強化させるよう地方自治体に義務づけ、これに対する國の強力な援助を行なう。……官行造林を復活するかどうか。部落有林や慣行入会林は、その管理運営が関係住民の民主的意志によるよう援助し、実質的に林業共同經營の方向へ誘導する。……住民による分割要求にはどう対処するか。

### 三、私有林について

1 私有大山林地主には、その山林を粗放に利用し国民經濟上の要請にこたえていないものが多い。また木材価格の値上りを見こして伐期がすぎても伐り惜しみをし、木材価格を高騰させ、地元林業労働者の就業機会をせばめている。

よつて當面、適令伐期をすぎた立木には課税し、その伐採と跡地造林を促進する。また基本的には、國の調査によつて正確な山林面積を把握し、大規模の私有山林は正当な対価をもつて国が買収し、国有林として民間に利用させる。

その際、山林の規模、山林価格の評価をどうするか。それと電源開発等の補償価格との関係。

2 パルプ資本等の社有林については、紙パルプ産業の社会化との関連で國の管理につす。

3 山林所有者のなかで圧倒的多数をしめる中小零細山林所有者に対し、その造林、育林のための補助、長期低利融資を拡充つつ、自主性にもとづいて漸次林業共同經營の方向へ誘導する。

4 分取造林方式につき、地主、資本提供者、造林者の分取割合をどうするか。そのなかで、地代との関係で地主の分取割合を低めるべきである。

### 四、林業労働者及び山村住民の福祉について

1 林業労働者の労働条件や社会保障がきわめておくれているので、最低賃金制、失業保険、労災保険、健康保険、厚生年金等の諸制度を拡充適用する。また八時間労働制を確立し、近代的な日給制、月給制を確立する。このなかで、国有林、私有林、製材部門等の労働者の組織化をすすめ、林業関係大産別組織を促進する。

2 山村民の福祉については、まず林道網を整備して、山村の交通通信の条件を整備する。また学校、分教所、学校寄宿舎、診療所、巡回診療車、図書館、公民館等の文化化、厚生施設を拡充する。

## 五、森林組合について

1 森林組合の運営にできるだけ協同化を導入する。……それと、林業共同経営との関係をどう位置づけるか。

2 森林組合の規模を適正化して事業能力を向上させる。……どの程度の規模が適正か。

3 森林組合に信用事業をやらせるかどうか。

4 森林組合の技術員に補助する。森林組合が行なっている行政関係事務について補助する。

5 森林組合又は連合会が市場を設置して一般用材の共同販売を行なう。また、森林組合がパルプ会社や業者と、木材価格等の取引条件について団体協約をむすべるようにする。

## 六、農業と林業との関連について

1 國土調査と土地利用区分により、農業、畜産業に利用しうる未墾地、牧野、林地をきめる。……土地利用区分の基準をどうするか。土地利用区分をきめる機構、主体はどうか。土地利用区分によつて土地の利用どうか。(私有林、入会林等の場合)強制転換を行う場合、土地所有権者との関係はどうか。(私有林、入会林等の場合)強制力をどのように使うか。所有権と利用権の関係はどうか。土地利用区分にもとづく交換分合をどう進めるか。

2 集約牧野、改良牧野の拡大のための方策はどうか。森林下草をどう利用するか。牧野、自然草の利用研究を進める。

3 農牧林混合經營をどう育成するか。山村

地帯で農牧林混合經營がふえてきたら、農協と森林組合の業務をどう関連させるか。4 開拓農家の位置づけをどうするか。

## 七、地域林業協議会について

1 労働者、農民、業者、山林所有者、森林組合や農協の代表者をもつて地域林業協議会を設ける。

2 国のきめる土地利用区分及び計画をさらに細分して、その地域の土地利用の高度化をはかる。

3 森林法にもとづく森林計画、伐採造林計画、治山計画、林業經營共同化の推進計画、労働者や住民の福祉に関する計画等を民主的に作成し、推進する。これにより伐り惜しみを規制し、労働者の雇用を恒常的に安定させる。

## 九、林業經營の近代化と試験研究の充実について

1 林業經營の共同化、近代化、ならびに造林伐採等の技術の改良を促進するため、これらに関する試験研究施設を充実して効率的な試験研究を行なう。

2 新たな角度で林業改良普及制度を設け、試験研究の成果を充分に活用する。

3 林業技術者養成のため教育機関を拡充する。

4 農業サービスセンター、農業機械センターの林業近代化への協力関係について。

5 治山治水に関する試験研究と林業の經營技術に関する試験研究との関連性について。

九、流通対策について

1 中小企業の多い素材業者、製材業者を協同化し、パルプ資本や国有林に対する団体協約体制を確立させる。

2 この協同組織に対し、国有林の立木処分のワクを計画的に与える。

3 業者に対する中小企業金融公庫の融資を強化する。

4 地方木材市場を増設して、木材価格の適正化をはかる。……適正な木材価格とは何

か。どう算出するか。

5 外材輸入については、中ソ北鮮貿易を拡大する。港湾、貯木場等の施設を整備する。

#### 七、林産振興対策について

1 薪炭、坑木、その他林産物の生産を副業的な地位から脱皮させるため、共同化による経営近代化をはかる。

2 林産物の流通改善を進めるため協同組合組織を強め、価格安定対策を強化する。

3 これらの協同組織にたいする融資助成の制度の拡充。

#### 十一、治山治水について

1 治山の予算は、国有林から拠出させることをやめ、国土保全の国の責任の見地からみても、一般会計の負担とさせる。

2 保安林制度といふものの意味はあるのか

### 批判

「日中共同声明」は、いま話題の中心となっている。自民党的な傷に対し、党は大胆卒直に、アメリカの外交政策における帝国主義を指摘するとともに、共同声明の真意をあますところなく解明した。そして、日中経済交流の大きな成果をことさらに無視しようとする自民党に反省を促し、国際收支の赤字にならむ日本の経済に大きなみちしるべとなっていることを発表した。

#### 十二、法制化について

どういう法律の立法を考えるか。

森林基本法。森林法改正。国有林野經營法。林業改良助長法。牧野法改正。国土高度利用促進法。山村振興法。林業労働者帰休制度。

どうか。森林全部が保安林ではないか。これと経済性とをどう関連させるか。

3 森林法による森林計画制度の運用を、伐採制限的性格から伐採促進的性格に転換することの可否。造林補助金、伐調資金は今どの状態でよいか。

4 造林方式の検討。一せい皆伐、一せい造林方式がいいのか。たく伐方式との得失はどうか。森林土壤の研究を強化する。

5 造林の場合、針葉樹と広葉樹の比率をどうするか。

### ① 日中共同声明に対する自民党の統一見解を反論する（三七・二・一）

#### 一、自民党統一見解の意図するものとわかれわれの国民外交

一月二十八日に、自民党はわが党の第三次訪中使節団の発表した「日中共同声明」に対する統一見解なるものを発表したが、その内容は日中問題に対する無理解と中傷にみちたものである。

まず自民党は、外交権なき野党が外国の政府当局と共同声明をなすが如きは世界にその例をみないと批判している。これは、中国人民外交学会が政府機関でなく民間機関であることを知らない無知のあらわれである。また、かつて一九五九年に、自民党的石橋元首相個人が周恩来総理と共同声明を発表していのを自民党はどうみるのであるか。

われわれのもつとも望むことは、外交権のある政府与党が、国民の世論に従つて中国との国交回復、貿易、文化交流等を責任をもつて行なうことである。ところが、自民党政は、一昨年の新安保条約の審議の例にみられるよう、アメリカのいうことはきくが日本国民の世論をまつたくきこうとしていない。就任当初に中国への前むきの姿勢をとなえていた池田首相も、ケネディ大統領との会談後はまったくその姿勢を一変した。そして日中問題について自民党政のやつたことといえば、アメリカに追随して、国連総会で中国代表権の否認のための重要な事項指定決議案を提出し、二つの中国の策動をつよめたことだけである。これは明らかに中国敵視政策である。一枚看板の所得倍増計画が破たんし、アメ

リカ追随一辺倒の貿易経済政策では日本経済がたちゆかないことが明らかとなった今日、なお依然として法的には日中間の戦争状態を継続させ、また日中経済交流を断絶したまま放置しようと/orする池田内閣には、日本の国民的利益を代表していると僭称する資格はない。

よつてわが党は、国民外交の見地にたって中国へ使節団を派遣し、中国の民間団体たる人民外交学会とのあいだで、日中国交正常化のための方策を検討したのである。これは野党として国民の利益に奉仕するための当然の責任である。しかも今日の外交は、以前の宫廷外交、官僚外交の時代とちがつて、世界の諸国民の世論にもとづいて行われる世論外交の時代となつてゐる。このような時代には、野党や民間団体が諸外国の国民と積極的に交流して意見の交換を行なうことはきわめて必要なことである。今日、日中国交回復は、一党一派の立場を超越した国民的課題である。だからこそ、自民党内の良識ある人びとも、しばしば中国を訪問し、中国との国交回復と経済文化の交流のために誠意をもつて努力しているではないか。われわれは、これらの自民党内の良識の士の努力に深く敬意を表すとともに、政府与党がみずから無為怠慢反省するよう強く要求するものである。

## 二、アメリカ帝国主義政策の実体を覆いかくしてはならない

「アメリカ帝国主義は日中両国人民の共同の敵である」といわゆる浅沼発言は、自民党から最大の攻撃目標とされている。だがこの浅沼発言の背後にある事実を冷静にみれば、この言葉の正しさは動かしがたいものである。

アメリカ帝国主義とはアメリカ人民とは別のものである。アメリカの大独占資本家階級は、全世界に手をのばして各国を政治的・經濟的に支配するのみならず、各国に危険な軍事基地を設け軍隊を駐留させており、これがアメリカ帝国主義である。

日本の場合、このアメリカ帝国主義は、サンフランシスコ平和条約第三条が国連憲章第

七八条に違反していることが明らかであるに拘わらず、沖縄、小笠原を占領して永久に軍事基地化し、われわれの同胞を抑圧している。日本国憲法をじゅうりんして日本全国に戦争にひきこみ、日本の青年を肉弾に使おうとしている。また中国に對してはアメリカ帝国主義は、朝鮮戦争の混乱に乗じて台湾を占領し、中国の主権を犯している。これに対し、民族の完全独立と主権の完全回復のために、日本国民は独自の条件において自主的に闘っている。また中国の人民もその独自の条件において自主的に闘つてゐる。同時にそれらの闘いは、極東の平和のための努力であるという意味において、客観的には共通の闘いとなつてゐる。

## 三、この帝国主義政策への闘いは独自の条件における自主的闘いである

このアメリカ帝国主義の政策に追随し、協力しているのが自民党政府である。彼らは、日本民族の独立を放棄しているみずから恥ずべき姿をかくすために、さきの浅沼発言に對してありとあらゆる中傷を加え、これを歪曲した。そして右翼反動勢力はついにわが党の浅沼委員長を卑劣にも暗殺したのである。これらの右翼分子が、直接間接に自民党とながつてゐることは天下周知のことである。このたびのわが党の第三次訪中使節団は、日中両国人民の闘いは、それぞれの国の条件における独自の闘いであることをとくに強く確認した。つまり、日本におけるアメリカの軍事基地を撤去させる闘いは日本の勤労大衆自身の任務であり、ここへ中国軍が援助にくるなどはありえないことである。また、台湾の米軍を撤退させるのは中国人民自身の闘いの任務であり、ここへ日本の民主勢力が応援にゆくななどはありえないことである。こうした当然のこと強く確認することによつて、今回日中共同声明は、浅沼発言に加えられた歪曲やデマを一掃したのである。

## 四、項目別の反批判

て

日本の安全と平和をもつともよく保障するものは中立政策である。もしわが国が、ソ連、中国を含めたすべての連合国と全面講和を結んでいたならば、アメリカ占領軍は日本から完全に撤退され、今日の日本は独立した中立国となり、すべての国との平等互恵の貿易で経済を繁榮させ、かつアジアの平和に大きく貢献していたことであろう。

ところが吉田内閣は、アメリカのダレスと手を結んで中ソ等を排除したサンフランシスコ片面講和をむすび、同時に日米安保条約をおしつけられることによって日本はアメリカとの危険な軍事同盟にくみこまれた。これが今日の日本の不幸な出発点である。鳩山内閣は日ソ国交回復によってこの片寄った日本の不幸な立場を修正しようと努力したし、石橋内閣もまた日中國文回復の努力をした。ところがその後の岸、池田内閣は、吉田内閣の中ソ排除の政治路線を継承してきている。

従つて、日本の中立を実現するには、まず日本の勤労大衆が、自民党政府およびアメリカ帝国主義政策と闘うことによつて、日米安保条約を廃棄し、アメリカ軍を日本から撤退させなければならない。そして、こうした闘いの結果として日本が完全に独立した暁には、米ソをふくめたすべての国と対等の友好と平和の関係をむすぶことができる。このわが党の積極中立政策の内容を中国側に理解せしめ、これを共同声明に明記しているのである。

## 2 個別的集団的安全保障体制及び非核武装地帯設置について

わが党の積極中立政策は、単に日本の安全をはかるとする政策であるのみならず、さらに進んでアジア諸国の平和と安全をまもるために、積極的に東西の軍事プロックの解消を求めるものである。この趣旨からわが党は国内にあつては日本の非核武装、原水爆の禁止のために闘うとともに、中国に対して、日米中ソを含む集団的安全保障体制及び非核武装地帯の設置を

提案した。

これに対し、中国は賛意を表明した。またすでに、わが党代表とフルシチヨフ首相との会談により、ソ連もまたこれに賛意を表していることが明らかとなつてゐる。ところが、これに反対しているのはアメリカ及び日本の自民党政府である。自民党はこの集団安全保障体制の構想を非現実的と非難しているが、日本政府がこれに賛成してその努力をすれば、この構想は極めて現実的なものとなりうるものである。

また、日中共同声明では、もしアメリカの反対で、日米中ソをふくむ集団安全保障体制の実現が直ちに困難な場合にも、その以前において、日中二カ国間での友好相互不可侵条約締結の可能性について合意し、またその場合、中ソ同盟条約中の対日軍事条項は自然に消滅することを確認している。こうして東西の軍事ブロックを次第に解消して、やがてこの二カ国条約によるアメリカの参加を求めて集団安全保障体制をつくつてゆくことが世界平和への道である。自民党は、日米軍事同盟をむすび、自衛隊を増強して中ソに敵対する政策をとつてゐるが、こうした武力と威かくのつみ重ねから、一体いついかなる世界平和の展望を見出すことができるのであろうか。

自民党は、ソ連が日ソ中立条約を破つたという前例をひいて、日中友好不可侵条約を信頼できないといつてゐるが、昭和二十一年にソ連に対日参戦を要求し、それに対する代償として南樺太、千島のソ連領有を認めるヤルタ協定を結んだのはアメリカであったこととは、当時のアメリカのペーネズ国务長官の著書によつても明らかである。また、ソ連が独ソ戦で苦戦していたとき、日ソ中立条約に事実上違反してソ滿国境をおびやかしたのは当時の日本の軍部であつたことも忘れてはなるまい。こうした歴史の事実を自民党はよく見るべきである。

## 3 日本の帝国主義、軍国主義の復活について

自民党といえども、かつての第二次大戦で日本の帝国主義、軍国主義がアジアの諸

国を侵略したことを認めざるをえないであろう。とくに中国に対しても、日本は中国人民を二千万人以上も殺傷し、莫大な物質的損害を与えた。もしこの責任をまじめに反省すれば、今日の自民党のような中国敵視政策はとれないはずである。

自民党はこの反省を忘れ、日本帝国主義、軍国主義の復活につとめている。自民党がいかに否定しようとも、自衛隊の増強、憲法改悪の動き、政暴法、スペイ罪等の反動立法の企図等はこれを端的にしめしている。また、東南アジア諸国への経済援助にかこつけて経済進出をはかつているのも、帝国主義的な勢力圏拡大の意図によるものである。

#### 4 日韓会談について

現在池田内閣の進めていた日韓会談は、ラスク、池田会談の経過で、明らかなるように、アメリカのおしつけによるものである。同時に池田内閣は、あわよくば韓国を日本の独自の勢力圏にくみこもうとする帝国主義的野望をもっている。このためにアメリカのかいらい朴政権にテコ入れしようとしている。

これはまず第一に朝鮮民族の南北統一の悲願を妨害するもので、朝鮮への内政干渉である。第二に、日米、米韓、米台の軍事条約のある現在、すでにアメリカ軍を中心とする東北アジア軍事同盟は実質的には成立しているとみるべきであり、これに筋金をいれるために行われているのが現在の日韓会談である。自民党はこの会談を直ちにうち切り、またアメリカ軍は韓国から撤退し、朝鮮民族をして朝鮮の運命を自主的に決定させるべきである。

自民党は、社会党と中国人民外交学会が日韓会談反対を話しあったことを、内政干涉であるといっているが、これは筋ちがいである。現在の日韓会談は明らかに朝鮮における戦争の危険を増大させるものである。故にこれに反対することは、日本のみならずアジア諸国民の共通の関心事である。

#### 6 日中経済交流についての社会党使節団の大好きな成果を自民党は故意に無視している。

昨年来のアメリカのドル防衛政策はいよいよ強化の一途をたどり、「アメリカにさえ頼つていれば……」という財界人の甘い依存心に冷水が浴びせられている。また昨年の箱根会議後の経過は、日米親善ムードを裏切って、アメリカのドル防衛のための

#### 5 日台関係について

自民党は、台湾の国民党政権との「日華条約」を堅持するといっている。しかしながらもこの「日華条約」は、昭和二十七年に、当時すでに中国の国家主権を代表できない状態にあった蔣政権と吉田内閣との間にむすばれたものであり、それはまったくダレスの圧力によつたものである。以来約十年、蔣政権は中國人民の意志とは無関係に、ただアメリカ帝国主義の意志によってのみわずかに生存しつづけていた政権である。従つてこの「日華条約」は不當である。キューバで革命が行わたった結果、かつてのバチスタ政権にかわってカストロ政権がキューバを代表する政府として国連に議席をしめ、かつ他国との外交関係をとり結んでいる。これは、カストロ政権を敵視するアメリカといえども否定できないところである。これは、ある国を代表する政府をきめうるのはその國の人民だけであるということが国際法上の常識であるからである。中国においても、革命の結果中国を有効に代表できる政府は中華人民共和国政府となつたのであるから、この政府と外交関係をむすび、この政府に国連での代表権を与えるのは国際法上の常識である。しかるに、他国が、中国を代表しえない台湾政権を勝手に中国の全部又は一部を代表する政府であるかのように取扱うのは、明らかに中国の主権及び内政に対する干渉である。

しかもアメリカ帝国主義は、台湾を占領することによって、中国の主権を二重に侵害している。アメリカ軍が台湾から撤退しさえすれば、「台湾問題」は自主的に解決される可能性はきわめて大きくなるであろう。

規制策が一そう強めれ、わが国の肥料、織維等の業界はつぎつぎに平手打ちをくわされる結果となつてゐる。このため、わが国の業界のなかには中国貿易への期待が急速に高まりつつある。本年四月に広州でひらかれる交易会を契機に、日中友好取引に新しい発展の段階がくるであろうとみられるのはこのためである。

そもそもわが国がアメリカの直接占領下にあつた時代から、日中貿易の窓口をひらき、これを拡大する努力をしたのはわが党及び民間諸団体である。この努力の結果、昭和三十三年には第四次日中貿易協定が締結されたが、これを破壊して約一年間の日

中間の暗黒時代をもたらしたのは岸内閣の中国敵視政策である。その後、昭和三十四年、浅沼書記長を团长とする日本社会党第二次使節団が訪中して、ここに再び日中間の民間友好取引が行われることとなり、ついに今日の段階にまで発展してきたのである。これは、まったく、わが党及び民間友好団体、民間友好商社の努力のたまものであり、この間、自民党政府は中国を敵視する以外にまったく無為無能であったのである。

このたびのわが党的第三次訪中使節団は、中国人民外交学会及び中国国際貿易促進委員会とのあいだで、次の問題を話しあい、積極的な方向において合意に達したのである。

- ① 政治三原則並びに貿易三原則に基く「友好取引」には中断はありえない。
- ② 重要物資の取引に発展する情勢のなかで、本年度以後「長期取引」を具体的に検討する。この場合、延払いとバーチャル決済の制度を認めあうことが望ましい。
- ③ 技術協力の相互交換の可能性についての合意。
- ④ 中国側の公司代表の訪日の可能性についての合意。
- ⑤ 日本側経済ミッションの訪中の可能性についての合意。
- ⑥ 見本市（商品展覧会）の相互交換の可

(7) 互恵平等の原則による日中両国の経済交流が主軸となつて、やがて全アジア地域の経済交流の発展に重要な役割を果しうることの確認。

これらの合意の前提に、政治三原則、貿易三原則があることは当然のことであり、その意味において、日中友好に努力する人士の友好取引の前途はきわめて洋々たるものがあるが、しかし根本的には池田内閣の中国敵視政策をやめることが、いまや日中貿易発展のカギとなつていることは明らかである。自民党はこの責任にどう答えようとするのであろうか。

## 五、むすび

自民党は、わが党的日中友好と国交回復のための努力に對して、あらん限りの攻撃を加えているが、いま問題は、自民党と社会党が党派的に争うことではない。問題は、日本の平和と経済繁栄のために、日中関係をどのように実務的に前進させるかということである。ところが遺憾なことには、自民党には、日中関係を少しでも打開しようとする案が何もなく、またその努力も少しも行われていない。それに対し、わが党が行つた国民外交の努力のなかには、明らかに日中國交と貿易をきり開くための幾つかの具体策が示唆されている。そして自民党内の良識の士もまたこれら具体的策に賛同している。とすれば、こそ党派をこえた国論の定まるべき方向であろう。わが党はくり返して、自民党がこの国論の方向を謙虚に洞察され、わが党とともに日中関係の打開に努力されることを望むのである。

物価の値上りは、三十七年度予算において政府みづから、最小限二・八%の小売物価の値上りをみこんでいる。

**解説**  
政府の物価対策は、したがつて、抽象的かつ、無責任で、何ともしようがないことを白状したものである。党は別途対策を検討しているが、政府の対策発表に対しとりあえずその批判と、われわれの方向を明らかにした。

## ② 政府の「物価安定対策」批判

一、国民の激しい非難を恐れた政府は、「物価の阻止を明確にすべきである。

安定対策」を決めたが、相変わらず抽象的な作文の域を出ず、物価政策の貧困をばくろしたものである。この対策からは現実に深刻な物価高騰に直面している消費者の不安を解消する具体的な効果を期待することはできない。

二、いうまでもなく物価高騰の原因是、所得倍増計画による高度成長政策にある。三十七年度大型予算案は、さらに物価高騰を促進すること是明らかである。巨大な設備投資の行き過ぎを抑えることを怠って、「消費需要の行き過ぎを抑制する」とは、本末転倒もはなはだしい。

三、生産性向上による利益を製品価格の引き下げに反映させる具体策を「労使の協力に求める」としているのは、あまりにも無策である。物品税引き下げ分を価格に反映させるための保証も明らかにされていない。昭和三十年から今日までに生産性は六〇%強も増加し、輸入原材料は一五%も下落している。したがつて物価は引き下げられるべきであり、政府はその引き下げ指導の義務を負うべきである。

五、政府は物価安定策の主要な柱を「独禁法の運用強化」においているが、これまで政府が進めてきたものは独禁法の骨抜きと公取委の権限縮少であった。昭和三十七年度予算案にもその強化策を反映していない政府に、いかなる具体策があるのか明らかでない。おびただしい独禁法適用除外立法、行政指導によるカルテルの育成等、独占価格体系維持を積極的に擁護している政府の姿勢をまずただすべきである。

六、政府の物価政策は、相変わらず生産者もしくは業者、独占資本の立場から進められ、消費者の立場は無視されている。この際大切なことは消費者保護という大前提を堅持することであり、「消費者保護審議会」を設けて、適正物価の策定に資するとともに、政府に対しても勧告できるようすべきである。

七、現在、物価抑制のための責任官庁は見当らない。企画庁内にある「消費者物価対策連絡協議会」は、単なる情報連絡機関であつて、具体的な効果は何一つあげていない、物価安定のための行政機関を新設し物価に対する基本政策を確立するとともに、物価安定と消費者行政のセンターとすべきである。

四、当面の緊急課題である公共料金の値上げについては、「抑制措置を今後とも堅持する」という閣議決定を、東京電力、都電、入浴料、教科書等と、相ついで値上げを認めてホゴにした政府の言明には、国民は、常に大きな不信の念をいだいている。公共料金値上げ

三十六年度農業年次報告に対し、党は昨年十二月末その批判を発表した。

ここでは、産業との格差の増大と、投資効果の低下のつづ込み不足を指摘し、どうして、所得を向上させるかとの提起がないことを解説している。

要するにこの報告は、「三割農政」裏う中の意を内蔵するものであって、偏よった報告であると、われわれは主張する。

### (3) 昭和三六年度農業年次報告批判（一九六一・一二・二六）

一、この報告は、農業生産性及び農業従事者の生活水準など、経営構造政策に関する問題を中心としての説明に偏り、土地条件、価格、流通加工、貿易、金融などの記述が不充分で全体の動向が把えられて居らないため今後の農政の基礎とするには極めて価値に乏しい。

二、昭和三十五年度の農業の外部的条件がよかつたにも拘わらず、生産性においても、従事者の生活水準においても、他産業との格差は縮少するどころか拡大していることを明らかにしている。経済の高度成長の下においても生産二重構造が甚しくなること、生産の上昇、良好な価格条件、就業人口の減少にも拘わらず、尚且つ他産業に及ばないことは、資本主義経済のペースの中では、農業の立ちおくれが決定的であるとの証明である。

三、この報告では右の生産性の不均等発展の背景として資本設備の不足、労働力移動の不円滑、農産物移動の変化に対する生産面の適応性が足らないことを指摘している。そして經營と生産技術の革新と零細農耕の構造改善が必要であると結論づけているが、農業機械の急増はむしろ過剰投資となつて、投資効率を低くし、経費を増大させ所得率を低下させている現象の分析にふれていない。この点はむしろ昭和三十四年度の経済白書の農業における過剰投資の方が優れている。

四、農業経営の変化の中で、一・五町以上の上層農の発展性、中規模農家の分解、第二種兼業農家の農業収入の増加の状態を描いているが、一・五町、二町程度の規模で資本設備を

充実し、経営生産技術体系を合理化して所得を向上させうるかどうかについて報告は明らかにしていない。

生産が増大し、農産物の価格が農業用資材の価格よりも有利になつたにも拘わらず、経費が増大して所得率が次第に低下して（昭和三二年度六四・四%—昭和三五年度六二・一%）いることは、現状の家族経営の形態ではたとえ、上層農でも、資本設備の増投が所得增加につながらないことを示している。

また一反歩二〇万円に近い高い農地を取得して経営を拡大しても土地資本利子負担の増大によって、経営の改善にならないことなどには目をつむっている。

五、就業人口のはげしい流出を説明しながら、移動先の雇用条件や、多數の短期の出稼ぎの状態にふれていないのは適当でないし、就業人口の減少が必ずしも農家戸数の減少とならないことについても、分析が不充分である。

六、協業（共同経営）の激しい増加の現実を把えながら、その発展性などについて積極的な評価を避けているのは、政府の農基法の「自立家族経営の育成」という構造政策に固執し、無理に家族経営の枠の中でのものを考えようとしていることを示している。

七、食糧消費需要と生産者販売の関係、即ち流通の問題は重要であるのに、その分析が足らない。国民の総食費支出は年率五・四%であるのに、農家の販売金額は一兆一千五百億円、即ち三分の一に足らない。農家手取率は昭和三〇年の三五・三%から昭和三四四年二八

・7%に作下して、中間の流通加工部門の配分がふえている。これではいかに、食糧消費が増大し、農業生産が上昇しても、農民の所得はふえないであろう。

八、以上を要約すれば、この報告は、上層農育成の一町以下の小農切り立ての構造政策、いわゆる「三割農政」を裏打ちする意図の下につくられた偏よった報告であり、農業及び農民の実態を正しく説明することを避けて居る

といわざるを得ない。

九、なお、この報告と三六年度経済白書と計数の相違がある。

## 法案

### 解説

開発地域指定、工業制限地域指定、開発計画、国及び地方公共団体の援助について定めた。

経済の生長は日本のあらゆる地域に、いびつを育し、かつそれを大きくさせようとしている。

党は、産業の発展が、国民経済の均衡ある発展と、生活の安定を育すよう、産業と雇用の適正配置について検討をつづけてきた。

# 産業と雇用の適正配置に関する法律案要綱

## 一、本法の目的

地域間の経済的格差の是正、各地域における雇用の安定並びに大都市における人口及び産業の過度の集中の解消を図り、もって国民経済の均衡ある発展に資するため、産業の開発が十分でない地域について、工業を中心とする産業の開発の中核となるべき地区を定め、さらに慢性不況地帯の指定とその再開発等これらの開発を強力かつ計画的に行なうものである。

## 二、法案の要綱

### 一 開発地域の指定

#### (1) 大拠点地区

内閣総理大臣は産業雇用適正配置審議会の議を経て、次の要件を具備する地域を開発大拠点地区として指定する。

(1) 既存の四大工業地帯の以外の地域で、広域経済圏開発の中核地域となるべきところであること。

(2) 大規模な工業開発の立地条件を有すること。

#### (2) 中拠点地区

内閣総理大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、審議会の議を経て、次の要件

を具備する地域を開発中拠点地区として指定する。

(1) 数市町村にわたる経済圏の開発の中核地域となる可能性を有すること（おおむね各都道府県毎に三～五カ所）

(2) 中規模の工業開発の立地条件を有すること。

#### (3) 小拠点地区

都道府県知事は、第一次産業に附帶した加工業をおこすことが適当な農村地帯を開発小拠点地区として指定する。

#### (4) 慢性不況地帯

経済的、自然的条件の著しい変動をうけ、産業が不況となり経済状態が悪化し特別に再開発を要する地域については、大拠点地区又は中拠点地区的指定に当たって特に考慮し、当該地域の再開発を推進する。

#### (5) 雇用の安定

大拠点地区及び中拠点地区の指定に当つては、それぞれの経済圏内において労働力の需給が均衡を保ち、雇用が安定するよ

伸びが四・六%となっているのにこの報告では五・二%と、また農業生産の伸びも、経済白書では三%とあるのにこの報告では三・七%となつて居り、この違いは説明を要する。

うに努める。

## 二 工業制限地域の指定

工業の密集地帯（四大工業地域）で、工業用水、輸送電力などの産業基盤の極端に弱化している地域を工業制限地域として指定する。この地域における工場の新設、増設については別の法律で規制するとともに、この地域から拠点地区への工場移転については、工場の新設、労務者の移転等について国が特別の措置をするようとする。

## 三 開発計画

大拠点地区については内閣総理大臣が審議会の議を経て開発基本計画を定め、中拠点地区については都道府県知事、小拠点地区については市町村長が計画を定め、内閣総理大臣又は知事の承認を受ける。開発基本計画には(1)開発目標、(2)開発すべき工業の業種及び規模、(3)立地条件の整備に関する事項、(4)雇用の安定に関する事項等の事項を定める。

## 四 国及び地方公共団体の援助

### (1) 用地の確保

国は拠点地区における工場、住宅その他の施設に必要な用地の確保について国有財産の有利な条件での譲渡、貸付等を行なうほか、許可その他の処分において特別な配慮をするとともに国の全額出資による産業設備公団を設立して土地の造成、施設の整備に努める。

### (2) 用水施設、教育厚生施設等の整備

国及び地方公共団体は開発に必要な用水施設、輸送施設、教育厚生施設等の整備に努める。

### (3) 用地取得、工場及び関連施設の整備に対する補助

国は拠点地区の開発基本計画の達成のた

めに地方公共団体の行なう用地取得、工場及び関連施設の整備に要する費用に就いて補助金を与えることができ、また、地方債の起債について便宜を図るものとする。この場合、特に地方団体の行政水準の低下を來さないように考慮する。

国及び地方公共団体は、各地区内の工場に使用される者に対する職業訓練施設、教育施設等の整備に努める。

### (4) 職業訓練施設の整備

電力料金の割引

拠点地区の工業には安価な電力料金で電力を供給するよう特別の措置を講ずる。

### (6) 資金の確保及び貸与

国は拠点地区における開発のため、その事業を実施する地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な資金を確保しなければならない。

### (7) 産業設備公団と開発公社の設立

イ 積極的に工業の開発を進めるため、全額国が出資する産業設備公団を設置する。

### (1) この公団は、大拠点地域における用地の確保、工場等の施設の整備、賃貸等を行なう。

ロ 都道府県の産業開発を積極的に進めるため、国と都道府県の出資による開発公社を設立する。

(1) 開発公社は、中拠点地区及び小拠点地区における開発のため必要な用地の確保、工場等の施設の整備、賃貸等を行なう。

(2) 開発公社は中拠点地区又は小拠点地区的指定を受けた都道府県に設ける。

# 本年度の活動計画と政策審議会役員名簿（一九六二・二・九）

先の大会で決定された「政策活動方針」に基

づき、政策審議会の本年度活動計画を左の通り

計  
画

定める。

一、基本政策の検討と、当面する諸政策の立案

二、三十七年度予算闘争を中心とする国会活動

三、地方組織の政策活動への協力

四、参議院選舉政策の作成

五、政審資料の拡充、強化

六、その他

政策委員会と特別委員会の政策活動の重点は左の通り。

### ○政策委員会

(1) 外交防衛＝自衛隊解消の具体的方法と順序、中立実現の具体策

(2) 政治制度＝行政機構の改革と行政の民主化。○行政監察制度、国会法の検討。警察民主化政策

(3) 財政金融＝○財政制度改革、○税制基本政策、金融政策、資金計画の具体化

(4) 経済計画＝独占資本の現状分析、経済の計画化

(5) 産業貿易＝基幹産業の社会化、産業別政策、貿易自由化対策、貿易基本政策

(6) 社会保障＝社会保障の体系化と基本計画

(7) 労働＝労働基本政策、合理化対策（労働プランを含む）、公務員制度改革

(8) 水産＝漁業基本法及び関連政策

(9) 文化、教育＝科学技術基本政策、発明振興政策

(10) 科学技術＝科学技術基本法案、発明振興政策

(11) 交通通信＝陸運・海運・航空振興計画、道路・港湾・都市交通改善の諸政策、郵便運配等の改善策、放送事業対策

(12) 地域開発＝○産業再配置、○都市農村の再開発政策  
(○印は、参議院選舉前までに完成させる)

### ○特別委員会

(1) 住宅・宅地対策＝住宅・宅地難の緩和、解消

(2) 物価対策＝物価抑制対策  
都市交通難緩和対策＝都市の交通難緩和  
エネルギー対策＝エネルギー基本法作成

鉱業対策＝自由化対策

(特別委員会の諸対策は、参議院選舉前までに完成させる)

### ○政審会外の党の特別委員会への協力

(1) 農村対策特別委員会＝農業基本法の関連政策の作成、長期農業発展計画、林業基本法及び関連政策

(2) 中小企業対策特別委員会＝中小企業基本法及び関連政策

(3) 自治体対策特別委員会＝地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(4) 災害対策特別委員会＝災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(5) 鉱業対策＝自由化対策

(6) 農業基本法の関連政策の作成、長期農業発展計画、林業基本法及び関連政策

(7) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(8) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(9) 自治体対策特別委員会＝地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(10) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(11) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(12) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(13) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(14) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(15) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(16) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(17) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(18) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(19) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(20) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(21) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(22) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(23) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(24) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(25) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(26) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(27) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(28) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(29) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(30) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(31) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(32) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(33) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(34) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(35) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(36) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

(37) 地方行財政制度改革案、補助金制度の検討

(38) 災害基本政策、海岸保全、地盤沈下対策

### ○参議院選舉政策の作成

1 選挙スローガン

2 政策事項別解説シリーズ

3 政策問答集

4 「政審資料」の拡充、強化

5 「政審資料」の拡充、強化

### ○議院選舉政策

第一回は四月中に開催、主なる議題、参

議院選舉政策

第二回は九月中に開催、主なる議題、地

方選舉政策

革新市長との連絡会議の開催

全国政策研究集会の開催

春秋の二回開催を目途とする。

議院選舉政策

第一回は四月中に開催、主なる議題、参

議院選舉政策

第二回は九月中に開催、主なる議題、地

方選舉政策

革新市長との連絡会議の開催

全国政策研究集会の開催

春秋の二回開催を目途とする。

議院選舉政策

第一回は四月中に開催、主なる議題、参

議院選舉政策

第二回は九月中に開催、主なる議題、地

方選舉政策

革新市長との連絡会議の開催

全国政策研究集会の開催

春秋の二回開催を目途とする。

議院選舉政策

第一回は四月中に開催、主なる議題、参

議院選舉政策

第二回は九月中に開催、主なる議題、地

方選舉政策

### ○第二次訪中代表団の派遣

# 政策審議会役員名簿（一九六二・二・七）

(39)

<p>○特別委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇物価対策</li> <li>◇外交防衛</li> <li>◇政治制度</li> <li>◇財政金融</li> <li>◇経済計画</li> <li>◇産業貿易</li> <li>◇労働</li> <li>◇社会保障</li> <li>◇産業貿易</li> <li>◇水産</li> <li>◇文化教育</li> <li>◇科学技術</li> <li>◇運輸通信</li> <li>◇地域経済開発</li> </ul>	<p>○政策委員会</p> <p>(委員長) 石橋政嗣 (事務局長) 山之内宏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸叶 武</li> <li>石村 英雄</li> <li>木村禧八郎</li> <li>北山 利秋</li> <li>中村 重光</li> <li>坂本 昭</li> <li>藤田藤太郎</li> <li>五島 虎雄</li> <li>小林 進</li> <li>赤路 友藏</li> <li>岡山 吾郎</li> <li>井手 以誠</li> <li>鈴木 良一</li> <li>井手 強</li> <li>坂上安太郎</li> <li>坂川 省吾</li> </ul>	<p>○各部会</p> <p>(部長) 内閣部会 (副部長) 地方行政部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法務部会</li> <li>外務部会</li> <li>文教部会</li> <li>社会労働部会</li> <li>農林水産部会</li> <li>運輸部会</li> <li>通信部会</li> <li>建設部会</li> <li>予算部会</li> <li>決算部会</li> </ul>	<p>○各部会</p> <p>(部長) (副部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣部会</li> <li>法務部会</li> <li>外務部会</li> <li>文教部会</li> <li>社会労働部会</li> <li>農林水産部会</li> <li>運輸部会</li> <li>通信部会</li> <li>建設部会</li> <li>予算部会</li> <li>決算部会</li> </ul>	<p>会長 長勝間田清一 副会長 北山愛郎 中沢茂一 (農林水産) 八木一男 (社会保障労働、部落解放住宅宅地) 永井勝次郎 (物価対策) 石村英雄 (財政金融、港湾運輸過信) 松沢兼人 (科学技術、文化教育) 木村禧八郎 (経済計画) 秋山長造 (地域経済開発、都市交通首都圏) 藤牧新平</p>	<p>会長 長勝間田清一 副会長 北山愛郎 (総括、産業貿易) 中沢茂一 (農林水産) 八木一男 (社会保障労働、部落解放住宅宅地) 永井勝次郎 (物価対策) 石村英雄 (財政金融、港湾運輸過信) 松沢兼人 (科学技術、文化教育) 木村禧八郎 (経済計画) 秋山長造 (地域経済開発、都市交通首都圏) 藤牧新平</p>
<p>(副) 大矢正 (副) 五島虎雄 (副) 板川省吾</p>	<p>(委員長) 永井勝次郎</p>	<p>(事務局長) 坂川省吾</p>	<p>(事務局長) 坂川省吾</p>	<p>◇エネルギー対策 中田吉雄 ◇住宅・宅地対策 三宅正一 吉村吉雄 (副) 田中一 和対策 (副) 重盛寿治 和対策 (副) 井岡大治 和対策 (副) 勘十久保三郎 和対策 (副) 島上善五郎 和対策 (副) 大倉精一 和対策 (副) 湯山勇 和対策 (副) 田中織之進 和対策 (副) 多賀谷真穂 和対策 (副) 小林進 和対策 (副) 北山愛郎 和対策 (副) 田原春次 和対策 (副) 岩野正 和対策 (副) 安井吉典 和対策 (副) 二宮武夫 和対策 (副) 荒木太一郎 和対策 (副) 山口鶴夫 和対策 (副) 石山権作 和対策 (副) 沢崎弥之助 和対策 (副) 五島虎雄 和対策 (副) 久保三郎 和対策 (副) 岡田利春 和対策 (副) 石川次夫</p>	<p>◇エネルギー対策 中田吉雄 ◇住宅・宅地対策 三宅正一 吉村吉雄 (副) 田中一 和対策 (副) 重盛寿治 和対策 (副) 井岡大治 和対策 (副) 勘十久保三郎 和対策 (副) 島上善五郎 和対策 (副) 大倉精一 和対策 (副) 湯山勇 和対策 (副) 田中織之進 和対策 (副) 多賀谷真穂 和対策 (副) 小林進 和対策 (副) 北山愛郎 和対策 (副) 田原春次 和対策 (副) 岩野正 和対策 (副) 安井吉典 和対策 (副) 二宮武夫 和対策 (副) 荒木太一郎 和対策 (副) 山口鶴夫 和対策 (副) 石山権作 和対策 (副) 沢崎弥之助 和対策 (副) 五島虎雄 和対策 (副) 久保三郎 和対策 (副) 岡田利春 和対策 (副) 石川次夫</p>
<p>(副) 藤田進</p>	<p>(副) 藤田進</p>	<p>(副) 藤田進</p>	<p>(副) 藤田進</p>	<p>(副) 藤田進</p>	<p>(副) 藤田進</p>
<p>(副) 大矢正 (副) 五島虎雄 (副) 板川省吾</p>	<p>(委員長) 永井勝次郎</p>	<p>(事務局長) 坂川省吾</p>	<p>(事務局長) 坂川省吾</p>	<p>(事務局長) 坂川省吾</p>	<p>(事務局長) 坂川省吾</p>

政  
審  
資  
料  
第  
四  
四  
号

定  
価  
一  
〇  
〇  
円